



7  
月号  
Vol.7  
MAR 2001

# 山梨自治風

特集

## 分権を支える財源を考える

まち自慢

市町村長会議講演

市町村リレーまちづくり 夢づくり

苦言 提言

珍・聞・感・分??

自治Q&A



# まもち自慢

西八代郡三珠町



## 三珠町 歌舞伎文化公園

— 市川團十郎発祥の地 —

歌舞伎文化公園は、三珠町が江戸歌舞伎の最高峰市川團十郎発祥の地であることを記念して開園しました。

公園は甲府盆地を一望できる高台にあり、町の新しい名所として親しまれています。

初代團十郎の曾祖父堀越十郎は一条信龍に仕え、北条氏との合戦で武功をたて、この地に領地を拝領したと伝えられています。

園内の文化資料館には歌舞伎に関する資料、歴代團十郎の紹介、十一代團十郎による「助六由縁江戸桜」の舞台の再現などが展示されています。

また、ふるさと会館では、町内の遺跡、古墳から出土した土器や鏡をはじめ、さまざまな歴史資料を展示しています。最上階は展望台となっており、正面に八ヶ岳を配し、甲府盆地を一望することができます。



- JR身延線甲斐上野駅より徒歩10分
- 中央自動車道甲府南ICより15分



園内にはぼたんの花壇があり、四月中旬から五月にかけて色とりどりのぼたんが咲きそろい、訪れる人々の目を楽ませています。

### ふるさと会館

TEL.055-272-5500  
FAX.055-272-5510

### 文化資料館

TEL.055-272-6200

- 開館時間 / 午前9時～午後5時  
受付時間は4時まで
- 休館日 / 月曜日・祝日の翌日
- 入場料 / 大人500円 (400円)  
子供250円 (200円)

※ 文化資料館は別途料金100円となります。

カッパ内は20名以上の団体料金

〒409-3612 山梨県西八代郡三珠町上野3158番地

7 月号  
Vol.7  
MARCH 2001



富士吉田市「吉田の火祭り」

8月26日、27日に行われる「吉田の火祭り」は、日本三奇祭の一つに数えられ、北口本宮富士浅間神社と境内社諏訪神社の秋祭りであるとともに、富士山のお山じまいの祭りです。  
(富士吉田市企画部検査課広聴広報提供)

まち自慢 三珠町「歌舞伎文化公園」	表2
市町村長会議講演 「21世紀のまちづくり」 自治総合センター理事長 松本 英昭	2
まちづくり 夢づくり「富士吉田市」	12
特集 分権を支える財源を考える	
特集1 決算統計から～県内市町村の歳入の現状	16
特集2 法定外税の検討について	19
特集3 全国初の「遊漁税」の創設について	24
珍・聞・感・分??	
日本語の不思議 モンゴル留学生 プレブオチル・アノジン	29
合併コーナー	
市町村合併の推進のための支援体制について	30
がんばっていまーす!!	32
苦言提言 住民参加か、行政参加なのか まちづくり時習塾事務局長 名執 真理子	34
自治Q&A	35
市町村イベントごよみ	38
市町村振興協会たより	40
はつらつ!! 市町村職員 保坂 太一さん(榎形町)・編集後記	表3

## 時の人

### スコレー都市実現のために

石和町立図書館は、昭和六十二年七月にオープンしましたが、国内初の著作権を許諾されたビデオテープの貸出や図書館資料検索システムなどの先進的な取り組みで全国的にもその名を知られています。また、公民館との連携により生涯学習システムを実現し、石和町の主要施設である「スコレー都市石和」推進の核となっています。

現在の蔵書数は約十三万点。また広域圏図書館ネットワークには九町村が参加しており、県のシステムとも連携して相互の資料検索、貸借を実現しています。このネットワークは石和町の取り組みに県や他の町村が呼応して始まったものです。

小川館長は、「ここでは静かなところという常識を覆すことから全てが始まっています。子供たちの元気な声はこの図書館の命です。静かさを求める方は隣に読書室を用意してあります。今後は特に映像情報の充実や高齢者の利用促進に力を入れていきたい。また生涯学習の拠点として、皆さんが充実した余暇時間を過ごすお手伝いができれば」と今後の抱負をお話くださいました。



小川 勝明さん  
(石和町立図書館館長)

# 「21世紀のまちづくり」

(財)自治総合センター理事長 松本 英昭

## はじめに

ただいま大変ご懇篤なご紹介を賜りました、松本でございます。今日「ついで山梨県の市町村長の皆様方の会議にお招きをいただきまして、お話をさせていただきます機会を与えられたことを大変光栄に存じているところでございます。山梨県の市町村長の皆様方が、各地域において日夜御苦労なさっており、また地域の発展に大変御貢献戴いておりますことにつきまして、心から敬意と御礼を申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、レジユメに従ってお話に入りたいと思います。

最初に、市町村長さん方でございますので、本当に簡単なレジユメと、参考資料として「地方分権下におけるまちづくり」、これは、民間の方々とか有識者の方を中心にお話したものでございます。従いまして、自治のベテランの皆様方にとっては十分御案内のごとも多いことかと思いますが、何かの参考にといいことと、それから、このレジユメの3の「地方分権とまちづくり」について、詳しくお話できないところはこれを参考にしていただきたいということでお配りしておりますのでよろしくお願いいたします。



## PROFILE

松本 英昭  
(まつもと ひであき)

昭和17年京都府生まれ。  
昭和39年東京大学法学部を卒業し、同年4月自治省に入省。  
愛媛県総務部長、自治省行政課長、同大臣官房審議官、同大臣官房総務審議官、国土庁地域振興局長、自治省行政局長などを歴任し、自治事務次官として地方分権一括法の成立に辣腕を振るう、平成11年8月退官し、現在、自治総合センター理事長。  
主な著書として、「新地方自治制度詳解」、「21世紀の地方自治を語る」など

## 1 21世紀における潮流

それではレジユメに従いまして、「二十一世紀におきます潮流」ということからお話をさせていただきたいと思います。

本年から二十一世紀に入ったわけでございますが、同時に大きな変革と転換の時期を迎えているわけでございます。そして今日では、二十世紀とは大変質的に異なった、いくつかの潮流が明らかになってきております。そういうものをざっと眺めてみましてもたくさんあり、皆様方も何回もお耳になさっていると思えますけれども、例えば「自立」、言葉を変えますと「自己決定と自己責任の原則の徹底」ということになりま

す。それから「個性」だとか「創造」とか、あるいは「多様」だとか、別の系譜に属するものとしては「協働」、それから「パートナーシップ」とか、最近では時々「ガバナンス」なんて言葉も使われます。まあこれらをいちいち定義していると時間がかかりますので、言葉として御紹介しておきます。それから「共生」という言葉もよく使われますし、「循環」、「サステイナブル(持続可能性)」というのもあります。それから、比較的以前から使われているのに、「グローバル」だとか「ポータレス」、「オープン」、それに「テクノロジ」、この中にはIT革命もあればバイオテクノロジーもあればニューマテリアル(新素材)といわれるものもあります。「バークヤル」とか。それから社会事情としては「少子高齢化」だとか、「人口減少」ということもよく聞かれます。

まだまだありますけれども、これらが二十一世紀を迎えました今日の大きな流れとして、キーワードに使われたり、コンセプトとされるなどしているわけでございます。

皆様も何回もお聞きになっていると思いますが、考えてみますと二十一世紀におけるまちづくり、ここで言うまちづくりと申しますのは、私のこの資料で言っているまちづくりという意味よりもっと広い意味でございます。このときは都市計画関係の方々が多かったものですから限られた概念として使っておりますが、そういう地域空間の形成、地域空間を整え、管理していく、そういった意味にとどまらないで、おおよそ地域の主体的な意思と活動によってまちのあり方というものを企画立案し、選択し、調整し、執行し、評価等を

する、こういうものすべてを指しており、いってみればこれは「地域づくり」という言葉と近いものとして御理解いただきたいと思えます。こうしたまちづくり、地域づくりというものにつきましても、申し上げましたような時代の潮流というものを踏まえ、またそれを活かしてまちづくりを考えていく必要がございます。逆に言いますと、そういうことが二十一世紀の地域づくりやまちづくりを進めていく上での「鍵」となるのではないかと思うのでございます。従いまして、皆様方におかれましては大きな潮流を常に念頭に置いて、まちづくりを進めていかれる必要があるだろう、またそこに隘路があるだろうと思われまますので、ブローグとして最初に掲げたわけでございます。

## 2 まちづくりの“閉塞状況”

ところが、目を転じて現下の状況を見てみますと、まちづくりといわれるようなことについて閉塞状況にあるというような声も出ています。ございます。このまちづくりということについて今日的な意味での意識の高まりが、いつころから出てきたのだろうか、つまり、いわゆる地域主導、地域主体のまちづくりというようなことを考えてみますと、その

萌芽というのは、私は高度成長期の末期に出ました公害、環境問題、過疎・過密の進行に伴います問題、あるいは地域社会構造の変化、それから地域経済力の格差の拡大、人間疎外の問題、こうしたことが社会で顕在化してきた当時、昭和四十年代の中頃からですけれど、「地域主義」の考え方がございました。この地域主義の考え方はこの

こでは詳しくは申し上げませんが、これが政治的なスローガンに転換した「地方の時代」というのは、皆様方何遍もお聞きになった言葉であると思えます。そういうことから五十年代に、御承知のように、三全総における定住圏構想、それから大平内閣の田園都市構想というのがあって、その中に地域主導の考え方の一端が現れてきております。その後、御承知のように、竹下内閣におけます「ふるさと創り」の考え方を通じまして、現実の施策の面にも多様に反映してきたということが言えますし、何よりも皆様方のように地方の政治・行政に携わっておられる方々の中に地域主導の地域づくり、地域主体の地域づくりという意識が非常に高まってきた、それがもう常識になっていく、というような状況にあると思うわけでございます。

ただ、そうは言いますが、現実の政治や行政の中で、果たしてそういう考え方が定着して成果をみているのかということになりますと、甚だ芳しくないというのが一般的な評価ではないでしょうか。少し点数が辛いかも知れませんが、私もそう思いますし、最近、まちづくりも閉塞状況ではないかというような声も時々聞きます。

考えてみますと、意識としては高まっているにもかかわらず、現実にはなかなかそれが成果を上げていない、軌道に乗ったとは言えない、ということが一般的であるというのは、

やはりそれだけの理由があるわけがあります。何よりも一番最初に指摘しておかなければならないことは、地域にとつては与件である、外部から与えられた諸条件ということなんです。そういう地域にとつては与件とも言えますような、産業、経済、金融等、そういう面での非常に激しい変動が起こっている、また、国土構造も大きく変化してきております。経済のグローバル化の進展、急激な少子高齢化、そういう地域をめぐる環境及びその変化になかなか地域がついていけるような状況ではない。むしろ相対的に申しましたら、地域がそういう動向から遅れを取っている、そういうことがあると思えます。よく「大体スタートからハンディを背負っているのに一緒に走れといっても無理ではないか」と言われる人がありますのも、こういうことを指しておっしゃっているのだと思うのです。それが今の閉塞状況をもたらしている基本的な要因だろうと思えます。

それから二つ目は、これは譬え話の方がよくわかりますので申し上げますと、これまでの状況は、料理を作る意欲のある人がいて、自分で料理を作ろうと思いましたが、非常に意気込んではいないのだけれど、食材はこれを使わなければいけない、調理の道具はこれとこれしか使っていない、調理の仕方はこういう手順でなければならぬ、あるいは使える調味料はこれだけにしろ、食器

はこんなものでなければならぬ、食べる作法はこうすべきだなど、いろいろと各面から規制されている。そしてまたそこで一挙一動についていろいろ指図をされる。こういう状況では料理人はいい料理を作ろうとしても意欲をなくするのは当然でありまして、いい料理もできない。そういう状況が今までであったと思います。

これは何を言おうとしているのかといいますが、今までまちづくり、地域づくりに対する制度や体系及びその内容について、あまりにも多くの、個々別々の制度等がたくさんあって乱立している。そしてその制約や規制が大変厳しく、そうした中で皆様方が地域主導のまちづくりをしようといつてもなかなかできない、成果を上げにくい状況になっているということができます。これが二つ目の要因であろうと思います。

それから三つ目は、まちづくり、地域づくりに対する経営的視点の欠如ということが挙げられると思います。ここでいう経営的視点というのは、単純にお金の損得を勘定する意味ではなくて、一つは財源の重点的配分という視点であります。もう一つは、コストパフォーマンスという感覚の問題であります。皆様方も一番よく経験しておられると思いますが、財源の重点的配分ということとは、理屈では誰でも分かっているのだけれども、実際には利害関係者、

あるいは役所の組織機構の中で、結局、形式的バランスが問題とされることになってしまふ。予算も総花的になる、施策も総花的になる。こういうことであつて、いろんな施策が総花的に展開されるけれども、どつちつかずで結局成果が上がらない。こういうことじゃないかと思うのです。従つて、今後の考え方として、今日財政が一層厳しくなつていく中

においては、さらに財源の重点的な配分というのが、非常に重要な話であります。従つて、それを行えるか行えないか、そこが非常に重要なポイントだと思ひます。それからコストパフォーマンスの感覚につきましても、言つてみれば将来の発展可能性となる源泉は、その地方公共団体の資産、地域の資産になるのですから、そういう資産を確実に見分ける目というのが必要であります。従ひまして、まずは将来の発展可能性というものを見分ける目を持ち、そのために最小経費で最大効果をあげていく、そういうコストパフォーマンスの視点、これが非常に重要だけでも、えてして今までそういう視点に立ち難かつたということが言えると思ひます。

第四番目に、まちづくりに対する“スキル”の不足、“スキル”というのは技能等の熟練とか優れた才能という意味ですが、ここでは地域における“スキル”というものがなかなか育たないといひますか、不足している。住民に必ずしもとらわれな

い、他の地域の人たちも含めまして、“スキル”を地域に呼び込むということが非常に重要であります。それからもう一つは役所の人材確保という面があるわけですが、現在の公務員制度というのは全く硬直的で、これではとても役所にいい人材を弾力的に確保できる仕組みになっていない。さしずめ任期付の任用職員の制度をとにかく早く導入すべきだと、

ここ数年来言つてきたわけですが、国家公務員は昨秋制度化したのですが地方公務員は未だに研究職しか対象になつていない。これは早く制度化して有用な人間を弾力的に採用できるような仕組みを作らないと遅れてしまふ、ということをよく言つていられるのですが、今のところはそういう状況であります。

最後は言うまでもなく財源の不足であります。特に近年の国・地方を通じます財政の状況は大変厳しいわけですから、結局、各地域、各地方

団体とも事業を手控えておられます。かつての「ふるさと一億円」時代のあの熱気はどこへ行ったのか、なかなか財政の面で心許なくてできないというような声をよく聞くのです。従つて、こういうことも今のまちづくりの閉塞状況を招来している大きな要因の一つであろうと思つております。

このようなことを考えてみますと、これらの隘路を打開していかなければならぬ、二十一世紀の潮流を踏まえた多くの条件の整備と対応が必要になつてきていると思ひうわけです。以下におきましては、本当に数点だけをかいつまんで申し上げることとなつてしまひますが、(例えば福祉の問題はレジユームにも取り上げておりません。時間の関係もございませぬで、この3以下のそれぞれについてだけお話をさせていたただきたいと思ひます。

### 3 地方分権とまちづくり

その最初が、「地方分権とまちづくり」でございます。資料の講演録を参考にしながらお聞きただければいいと思ひます。なお、最初に申し上げました通り、このときは「まちづくり」という言葉を地域空間の形成、整備、管理とかいった意味に

限つて使つております。従つて、狭い意味でのまちづくりになつておりまして、それを念頭においていたいただきたいと思ひます。ただ、まちづくりにとつてそういう地域空間の形成、整備、管理というのは、中核的な課題の一つでありますから、かなりの

部分が全体にもかかわっていると考  
えていただいているのではないかと  
思います。

そこで地方分権とまちづくりとい  
うことですけれども、一体「地方分  
権」って何だ、と言われたときに、  
最も簡潔に言いますと「自立」、地  
域の自立ということになります。地  
域の自立とはどういうことかと言  
いますと、要するに地域のことは地域  
で決定をして地域で責任をとって  
いくと、こういうことが徹底されて  
いくということであり、この地域  
の自立ということとは、地方自治の本  
旨の実現ということと実は表裏の関  
係になっており、地方自治の本旨、  
即ち地域の政治・行政は住民の意思  
による決定と責任で運営されていく  
べきだ、こういうことと通じており  
まして、結局地域の自立ということ  
は、住民の政治・行政上の自立とい  
うことと表裏の関係にあるわけです。  
こういう地方分権についての我が国  
における沿革とか、近年そういう  
ことが大きな政策課題となって参り  
ましたことにつきましては、この講  
演録の3ページ以下に細かく書いて  
おりますので、参照していただけた  
らと思います。

そういうことでございますが、御  
承知のように地方分権推進一括法が  
一昨年七月に成立いたしました。昨  
年四月から施行されております。こ  
こで二、三皆様方にも留意しておい  
ていただきたい、理解していただき  
たいと思っております。

ので申し上げます。

今回の地方分権改革というのは、  
決して地方分権一括法で済んだとい  
うものではありません。地方分権改  
革というのは、その経緯の中から読  
みとれますように、少なくともこの  
十数年前からの経緯があつて、そし  
て今般のような改革が行われました  
が、さらに今後、この改革を続けて  
いかなければならないものでござい  
ます。端的に申しましたが、財源の  
問題というのが典型であります。そ  
ういうことであり、地方分権一括法  
をはじめとする制度等の改革が行わ  
れて、それは誠に大きな改革として  
それなりの評価が必要でございま  
す。それで全部済んだのだというこ  
とではないということでございます。

それから今回の地方分権改革はど  
ういう性格のものとして位置づけら  
れてきたかということでございます  
が、これは、地方分権推進委員会の  
中間報告や勧告等に出ておりますよ  
うに、今回の地方分権改革というの  
は「明治維新、戦後改革に続く第三  
の改革」であると言ひ、「この変革  
は我が国の政治、行政の基本構造を  
その大もとから変革しようとするも  
のである」とされ、「これまでの我  
が国の政治、行政、経済、社会のシ  
ステムの大きな転換を図るための  
の」「世紀転換期の大事業である」  
と、ここまで地方分権推進委員会  
は言っているわけです。こういう性  
格なり意義をもって今回の分権改革  
は推進されているということを、十

分認識し、理解をしていただきたい、  
こういうことでございます。

それから三番目の問題は、それで  
は今回の地方分権改革の視点、具体  
的方向性というのはどういうことか  
ということですが、これは言ひだすと  
長くなりますので、端的に数点だけ  
を申し上げておきます。

まず第一に、国と地方公共団体と  
の役割の分担を明確にし、地域のこ  
とは原則として地方公共団体が処理  
するという原則の確立です。第二に、  
今般の一連の制度等の改革の中で最  
も制度の大きな変革が実現したこと

であり、地方公共団体と国と  
の関係についてどういう方向性が示  
されたかということです。一つは、  
上下・主従の関係から対等・協力の  
関係にする。二つ目は役割と責任の  
分担を、曖昧なものから明確なもの  
にする。三つ目は、「パワーベース」  
から「ルールベース」にする。パワ  
ーベース、即ち国の権威や権力的な  
介入で全てが決まってしまうこと  
から、ルールに従っていくものにする。四  
つ目は、非公開・不透明なものから  
公開・透明なものにしていく。この  
四つが挙げられます。

第三には、地方公共団  
体が自主性・自立性を発  
揮するための機能と財源  
とマンパワー、よくいう  
「三ゲン」です。「権  
限」・「財源」・「人間」  
とよく言います。これら  
について充実強化をする  
ということですが。

第四には、地方公共団  
体側における行政体制、  
自己決定と自己責任の徹  
底が可能となるような体  
制を作ることです。その  
ための行財政の改革を進  
める、公正と透明性の向  
上を図る、住民自治の進  
展等を図る、特に基礎的  
地方公共団体である市町  
村の基盤の確立強化を図  
っていく、こういう視点  
であります。



さっと申し上げまして、これだけで大体今回の地方分権改革は何を狙っているかは御理解いただける、大まかにつかんでいただけたらと思います。ただ、その中で、第一の役割分担については、地方自治法に原則が規定され、第二の国と地方公共団体との関係は、確かに今般の制度改革の中で制度的にはかなり整備されており、よく言われておりますように大幅な転換が行われたと言えます。しかし、第三と第四の問題は、ほとんど残っております。第三の問題の中で財源の問題が今議論されておりますが、これもこのような状況でございますので、直ちに制度改革に取り組めるような結論が出るという状況にもなかなかならない。第四の問題の中に皆様が「大変御苦勞を賜り、また御理解も賜りつつあります市町村合併の問題が、今大きく取り上げられていきます。そういうふうにご考えていただきますと、今回の地方分権改革というものが、ある程度の期間をかけて進められる改革であるということをお理解いただけたらと思います。

こういうことの中で、この地方分権改革をまちづくりという視点から見るときに、これがどういう関係になつてくるかということに触れていきたいと思ひます。

そもそもまちづくりというのは、自分たちのまちは自分たちで作るのだ、という思想が最もびつたりと合うわけで、地方分権が最も必要とす

る分野であります。特に多くの場合、国はまちづくりについて責任を負うことはできないわけですが、どここのまちはどうするということをお国が責任を負うことはできないわけですが、それから結局まちのあり方というのは、まちの当局者や住民が責任を負うものであります。先ほども申し上げたように、自己責任を負う者が自己決定できないというよう論理はないのであります。当然に自己責任を負う者が自己決定をしていく、これが地方分権の考え方そのものなのであります。従って、地方分権によって自己決定と自己責任の原則が徹底できるような体制をつくること、まちづくりにとつて欠かせないことなのであります。

一番目は、まちづくりのイメージというものは、現にそこに生活し、そこで活動している者が描く地域像というものからイメージされていくのが、当然、最もふさわしいのであります。そして、地方分権があつて初めて、まちの住民のイメージが現実、そういうまちづくりに繋がっていく。これが地方分権ではなくて、どこか別のところで決めますと、繋がらないわけでありまして、ですからこの面でも、地方分権とまちづくりは密接に関係してきます。

第三番目に、まちづくりにとつて、トータルな総合性の確保ということも最も重要であります。地方分権は大幅な権能を、特に市町村の段階で発揮できるようにする仕組みであり

ますから、それもまちづくりと繋がってきます。

第四番目には、最初に述べましたが、「協働」とか「パートナーシップ」とか「ガバナンス」ということは、「二十一世紀の潮流」でありまして、まちづくりは、これらのことが具現化されるべき分野の典型であります。あとからこのことは申し上げますので触れませんが、地方分権によって、地方自治体がおおきなく住民の方に顔を向けられる、即ち逆を言うと、国の方に顔を向けることばかり考えないで住民の方に顔を向ける、そういう体制は地方分権でないといけないのであります。

次に、こういうことを考えて、地方分権とまちづくりにつきまして、地方分権改革によって何が可能になったのか、またこれから何が可能になるのか、ということでありまして、このことにつきましては、一つは

機関委任事務制度が廃止されたという効果です。どういうことなのかと申しますと、最も端的に言いますと、先ほどの料理の話に譬えらるとよくわかるのですが、今までは多くの他人の材料を与えられて、それらを使って料理しろといわれていたのですが、これが自分の材料になったわけですが、自分の材料を使って、自分で料理することが出来るようになった。もう一つは、側においてあれこれと自由に口出しされてきたのが、そういうことは無くなった。これらが機関委任事務制度の廃止の大きな

効果であります。

それから第二番目に言っておかなくてはならないのは、まちづくりにおいて「法定メニュー主義」と「自主条例主義」の並立・併存の関係が一般的に認められる幅が広まったこととです。要するに今までの考え方でいうのは、国が制度を作った枠組み、メニューの中でしか選択してはいけないというのが原則とも言えたわけですが、これに対して今回の分権で、そういう軛をほとんど外しましたから、国の法令にあるもののメニューから採ってくる場合と、自分たちの自主条例でそれぞれ施策を講じていく場合とが並立・併存する。そういうことで相互に競争関係となつて、国の方のメニューによつた方がいいか、自分の方の条例で自主的に対応した方がいいか、自由に選択できる範囲が格段に広がっています。そういうことでもあります。

それから、もちろん国等の関与の緩和があります。また、条例による事務処理の特例という制度を創設しましたから、市町村のレベルに都道府県の事務も条例によって配分をして、市町村で総合的にまちづくり、地域づくりを推進する、こういうことが出来るようになりました。

それからまちづくりに対する合意形成手続の改革とか、将来実現すれば、財源の確保と弾力性の向上もございまして。

最後は市町村合併による効果ということがあります。市町村合併につ



きましては、現に皆様方も大変心を砕いていただいていると伺っております。日本で市町村合併が一斉に行われたのは、過去には御承知のように二度あるわけです。一度目は明治憲法等の制定もありましたが、明治の市制町村制の施行に際しまして、町村の大合併が行われた。二度目はご承知のように昭和の大合併であります。これらの合併はよく考えてみますと、国全体の新しい制度が確立されるとか、国家として非常に大きな変革がある、そういう方向が定まっていたとか、あるいは先行していたという状況の中で大合併でございまして。ところが今回はそうではないのです。将来このままではこういうことになるから市町村合併が求められるというもので、当事者にとっ

ては必ずしもよくわからない。結局、そここのところの難しさが今回の市町村合併にはあります。私も市町村合併を今進めていかないと大変なことになる、と感じております。それはどういふことかと言いますと、私は四本の柱にして申し上げております。一つは基本的に基礎的地方公共団体としての規模能力の充実強化が今日の状況や将来に向かって一般的に必要なことである、これも二つの面があります。その一つの面は、今の行政のニーズ、特に市町村に期待されるニーズが大変高度化、多様化、専門化、技術化している、こういうことがあるわけです。後で述べますがIT革命もそ

うですし、介護保険、環境保全の問題などもそうです。国際問題であるグローバル・スタンダードの調整というような問題もそうです。その他にも多くの市町村の行政の分野を通じまして、非常に高度なレベル、多様な対応が求められる、専門的な知識や技能を必要とする、こういうことになってきているわけです。果たして、一般的に言って、市町村が現在のままでこれらに対応していけるだろうか、こういうことを考えますと、やはり財源の重点的配分だとか人材の確保とか、それから大変通俗的に申し上げれば“懐の深さ、広さ”というようなこと、これらのことを考えてみますと、やはりこれは今の市町村はもう一度全般的に見直していかなければならないと思うのです。

それからもう一つの面は、先ほどから申し上げておりますが、地方分権というものは、自己決定と自己責任の原則を徹底していくということです。従って、的確な自己決定ができないとか、自己責任を負えないようでは、地方分権の成果が上がらないということでありまして。地方分権は、日本の国家の姿をそういう方向へ持っていくことですから、それが成り立たなければ日本のこの二十一世紀の国の方向も誤ってしまうことになりまして。従ってそういう視点からも、市町村合併を進めていかなければならないと思われのです。二つ目は、モータリゼーションと

交通基盤の整備、情報化の推進などといったことから考えまして、明らかに昭和の大合併後、状況が大きく変わってきております。結局そこで何が起こっているかといえますと、人々の生活領域、企業の活動の領域、そこに存在する団体等の活動、住民活動、そういうものの活動する領域と、基礎的な地方公共団体の単位があまりにも離れてしまっています。これはもともと単純な言い方をすれば、企業の人がよく言われるのですが、一つの仕事をするのに市町村の役場を三つも四つも回らなければならぬのはどういふことか、それから市町村行政の立場にとりましても、対象としている人たちの活動領域、団体の活動領域等と、市町村の区域が遠うというのとは不便なことが少なくないし、行政の実も上がらない。例えば、よく言われるのは農協合併をして農協の方が広がっているのに市町村の方が小さくて困る、そういうことがあるわけです。

第三番目には、地域のイメージアップとか、対外的なブランドの確立、こういう面では、ある程度大きくまとまらないと活力も全体としてのパワーも出て参りません。例えばイベント一つ取り上げてみても分かりませんが、その他地域からの情報の発信を考えると、ある程度大きくまとまる規模となつて初めて、そこに参加する企業が現れたり、人々が外部からも参加してくる、そういう求心力になるわけです。そういう意味でも合併は必要です。

第四番目には、率直に言わなければいけないのは、行財政改革であります。今のうちに、国、地方を通じ

すが、地域経済戦略を立てられなくなってくるわけです。これは現実の話として、皆様もご承知かと思いますが、世界でパリのファッションと並ぶミラノのファッションというのがあります。あのミラノのファッションは、広域的な地域を基盤として、そこで生産される資材、そこにある技術、その他諸々のものを集めて、ミラノのファッションというものが確立されているといわれています。これは地域経営戦略というものを立てるときに、一つの意志決定のもとにおいて、ある程度の広い範囲の地域を基盤としなければ成功しないという一つの例であります。我が国にもそういう例は少なくありません。ですからそういうことを考えても、市町村合併を推進する時期に来ていると思えます。

て大きな借入金を残したままで、将来の子孫にこれを渡すわけにはいかない。従って、何とかこれを改革していくには、どうしても国・地方を通じてお金の七割から八割を使って、いる地方公共団体の場においても、行財政改革に資するようなことをしていかなければならないわけです。

今、国の方で経済財政諮問会議で一般的な論議が進められています。最近では交付税に対する風当たりが大変厳しいようです。今までのような交付税の考え方は変えていかなければならないかもしれません。そういう状況の中で、少しでも国・地方を通じて、財政再建、財政構造改革に資するためには、市町村合併というのも避けて通れないことと考えられてきています。

以上のようなことから、私はどうしても市町村合併ということが必要だと確信しています。このような市町村合併の必要性は、全国一律ではなく、それぞれ、農山村とか大都市地域とか、事情は変わってきますから、そのことは念頭に置いておかなければなりません。いずれにしても全国的に、一般的に、市町村の合併というのには必要であると考えております。

市町村の合併の推進については、合併特例法を数次にわたって改正いたしました。市町村合併の推進に向けて制度等の整備をしました。例えば住民参画制度とか、議会の議員定数や任期の特例とか、地域審議会制

度とか、地方財政措置の充実、これには合併特例法の制度とか合併算定替の特例制度等がございます。それから予算上の措置として合併市町村補助金等を確保しています。また、都道府県単位の合併パターンの作成をお願いしました。

こうした具体的な措置のなかで、二、三点だけ特にお耳に入れておいていただきたいのは、一つは今回の支援措置というのは、大変手厚いということ。ある意味では、昭和の合併の時よりも手厚いと思っていられるのです。それからこの合併のパターン、お陰様で全都道府県お作りいただきました。ついで、三日前新聞に出ておりましたが、最も市町村数の減少が少ないケースでも、合併後の市町村数が千四百四十、これは二千八百八十八減らすことになりますから、もとの市町村数の三分の一強ということになります。最も市町村数の減少の大きいもので六百二十二、これは二千六百六減ということになり二割以下になるといふことであります。

それから、市町村合併の推進に向けて、総務省は、去る十九日に「市町村合併の推進についての要綱を踏まえた今後の取り組み」という指針を作成いたしました。政府全体として取り組むことで、三月二十七日に内閣に市町村合併支援本部を設置いたしました。それから民間で、三月三十日に「二十一世紀の市町村合併を考える国民協議会」というものを作ったわけでございます。このよ

うに市町村合併に向けての気運は、最近頃に高まっているということでございます。市町村合併については

## 4 協働のまちづくり

次に、「協働のまちづくり」ということについてでございます。

自分のまちは自分の手で作る、そんなの当然じゃないか、というふうな思われるかと思いますが、ところがこれが当然ではなかったわけです。というのは、まちづくりのツールとして非常に大きな地位を占めております「都市計画」、これは、国家高権といわれてきて、国が都市計画の決定権を持つというのが、長い間の制度だったわけです。それに対して昭和四十三年でしたか、都市計画法を改正して、自治体管理型の都市計画にしたと言われておりますけれども、まだ大変に強い国家高権の感覚が残されてきたのです。これを地方分権一括法と昨年の改正でかなり手直しをしておりますが、しかし完全に自治体管理型になっているかと言われますと、まだまだ非常に不十分だと言われております。重要などころはまだ国がかなり関与している、握っている、こう言えるのではないかと思います。

まちづくりについては、都市計画にも住民参加ということが最近では強

まだまだお話ししたいことがございますが、時間もありませんのでこの程度にしておきます。

講されているわけで、昨年改正され、今年五月中に施行になると思いますが、改正後の都市計画法においても住民参加手続等についての規定を置いております。これは都市計画において、住民参加のまちづくりということを意識して、これからのまちづくりの役割を、行政側から住民側にシフトさせるといふ動きであろうかと思えます。そういう意味では、住民参加というよりは「住民との協働のまちづくり」と言った方が、私は適切であると思っております。

しかし、「住民との協働のまちづくり」と言いましたとき、どういうことが考えられるかというと、多くの人は、せいぜい、住民の参加機会の増大、アンケート調査、審議会等の設置、公聴会等の実施というようなこととどめられていたのではなにかと思えます。そこから更に、本当に住民との協働の作業にしていく、そういうふうなステージをは引き上げていかなければならないし、現に全国でそういうことを先進的にやっ

そういうところで専門的にタッチされている有識者の意見などを、いろいろ聞いたり読んだりしておりますと、その中に留意しておいていただいた方がいいというようなことが二、三点ございます。

その一つは、「住民との協働のまちづくり」というのは、まず企画立案の段階から住民と協働で作業していかなければならない。よくあるのは原案を提出して意見を述べてもらい、それから原案を見直すという手法が取られることが多いのですが、それでは本当の「住民と協働のまちづくり」ということにはならないのです。最初の企画立案、計画段階から、早い時期から住民を参加させる、というか住民と協働であたっていく。

そのためにはコミュニケーションレベルのまちづくりモデルの積み上げとか、ワークショップ（これはもともと工場とか仕事場という意味なんです）、演劇用語で専門家と非専門家が一緒に議論をして討論をする場、家が一緒に議論をして討論をする場、そういうものを作っていく、そういうことを通じて原案をつくっていく、こういうことが重要になってきております。

それから二つ目は、ここもまた重要なんですが、経験者の話を聞きますと、こういうことをして参りますと、早く参加する人と遅く参加する人との間で必ず軋轢が生ずる。その軋轢が生ずるのをいかに調整してい

くかというのが、行政の立場として重要なわけでありまして、そのことに目を配っていく必要があります。

三番目は、先ほど料理に譬えて申し上げましたが、「作る人」と「住民と協働のまちづくり」ではないということですが、「作る人」というのは、政治・行政の立場とお考えになって結構ですし、「食べる人」というのは住民のことということになります。ところが、あくまで「作る人」は「作る人」の責任を全うしなければならぬわけですが、人によっては「作る人」と「食べる人」を主客転倒させるのが「住民と協働のまちづくり」だと思っている人がいますが、それは間違っています。「協働のまちづくり」というのは、譬えていえば、「食べる人」が、自分の作った食材を持ち寄ることとか、自分の経験によって得た知識を進んで提供することとか、食器選びや配膳に係わることとか、「作る人」と「食べる人」が一緒に食卓を囲んで賞味をし、評価をするというようなことです。つまり、それぞれが自律性を維持しつつ、まちづくりに関する役割を担い、全体としてまとまったものを作り上げていく、そういうことが「協働のまちづくり」だということです。決して「食べる人」が厨房に入り込んで、「作る人」を追い払ってその厨房を使う権利を確立するといったようなことは、「住民と協働のまちづくり」ということではないのです。あくまで「作

る人」は責任持って「作る」立場を全うしていかなければならないのです。

それからもう一つの面は、「住民と協働のまちづくり」というのは一過性のものであってはならない、「まちづくり」は同時に「まち育て」でもあると、これはある有識者が言っておられますが、そういうことなのです。

最後にコミュニケーション・ビジネスということにも触れておきます。これはときどきマスコミにも登場しておりますが、どういうことかといいますと、一定の地域の中で自立循環するビジネス、即ち地域のニーズと地域のシーズ、（シーズというのは供

給者という意味ですが）地域のニーズとシーズをマッチングさせる。例えば、ある地方公共団体の例は、コミュニケーションネットワークで、ホームページを使いまして、お母さんたちがそれぞれ持っている技能を持ち寄って、技能を交換してお互いにコミュニケーション・ビジネスを成立させている、そういう例が現にございます。

こういったコミュニケーション・ビジネスというものは、基本的には住民間の問題ですが、これを行政でいかにうまくまちづくりや地域づくりに取り込み、活かしていくか、こういったことも注目すべきことではないかと思っております。

## 5 “組み合わせ”と“いだわり”

次に、「組み合わせ」と「いだわり」によるまちづくり、これは「地域おこし」における「組み合わせ」と「いだわり」ということを言っているのです。簡単に申し上げますと、まちづくりの表彰を受けた例などを見ますと、「組み合わせ」の集大成で非常にうまく地域づくりやまちづくりをしている例があります。この間某新聞で表彰しました一杉と白壁のまちづくりなどがそうです。先ほど申しましたミラノのファッシヨンの例もそういうことになります。

そういうことで地域おこしをするのが一つのタイプと思われまして、それからあくまで歴史とか伝統とか、特色ある自然とか、そういう地域の個性にこだわっていく、例えばお神楽のような伝統的芸能、まつり等とか特定の歴史的所産、また特色ある自然景観、そういうものを中心にしていくタイプのものが見られます。こういうような視点が、地域おこしの面で重要だということです。

## 6 テクノロジーとまちづくり 特にIT革命とまちづくり

それから「テクノロジーとまちづくり」の問題ですが、二十一世紀はこのテクノロジーが大変高度に、急速に、そして広範に広がっていく時代なわけです。このテクノロジーを使わない、関係しないまちづくりというのはまずないわけです。特にITとの関係は、もう皆様方も御承知のように、まちづくりを左右するものといえます。

ITというのは、産業構造そのものを変革させるのは当然であります。が、そればかりでなく、地域構造とか、政治・行政体制とか、生活様式とか、人々の行動や嗜好、文化等まで、社会全般のあらゆる事象に及び、大変革をもたらす威力を内包しているものであります。さらにITというものがもたらす大変革はIT革命と呼ばれて、産業革命と並び、時代の大変革をもたらすものだといわれているわけです。何故このような大きな変革が起こるのかということですが、ITが持つコミュニケーションにおける大きな特色に由来するものだと云えます。即ち、「双方向」、「多対多」、「即時」、「広域」ということ、この四つの条件をすべて備えているわけです。今までのコミュニケーションはそれらをすべて備

えたものがなかったわけです。もとも人間社会というものはコミュニケーションで成り立っているわけですから、ここに質・量ともに従来に比肩するものがないようなコミュニケーションの手段ができたわけですから、当然それが社会全般に大変革をもたらすということは十分に予想されたし、現にそういうことになっているわけです。

こういうことになって参りますと、個人というものも、今までプライベートな課題に埋没するというのが普通だったのですが、最近個人がプライベートな課題からプライベートな課題まで同レベルで主張し始める、情報を発信する、受け取る、さらにはそれを繰り返して発信する、そういうことになってきます。これがさらに世界にまで訴えるように、現実にはなってきたているわけです。一方でそうなりながら、インターネットを通じた情報、ITを通じた情報というのは、極めて量が膨大にもかかわらず、必ずしも情報の質や信頼性が高いとは言いきれない。ここは発信する良心とか道徳に依存していて、情報のハンドリングが非常に難しいということがあります。こういうことの中から、実は行政

の役割というものが出てくるわけがあります。即ち、行政で、IT時代に何をしなければいけないのかというときに、皆様方は当然自分の政治・行政組織をIT革命に合うようにしていく、これは当然であります。住民サービスをよくするためにもITを利用しなければいけないし、あるいは優れた政治・行政の判断をする際に、ITを利用して判断のための素材を調達し、情報を得ること、それからITを使って、組織の合理化・効率化、コストの削減をする、これも当然であります。

ただ、地方公共団体に期待されるIT革命の時代の役割は、それで尽きるものではないのであり、地域そのものをIT革命に対応できるようにしていくかなければならないという、重要な役割があるのです。即ちITの時代になって参りますと、IT革命の特徴としまして、境界とか階層というものが消滅するということがよく言われます。それは距離とか位置の条件というもののハンディキャップというものは、まず考えなくてもいいということになります。逆にそのことがそれ以外の諸条件の優位性が支配をしていく、こういうこともなるわけです。従って、個性とか創造といったものを全面に出して優位に立たないと、IT時代は生きていけないということになります。それからITの場合は、個人の発言力が非常に強くなります。ITを通じた会話をしたときに、個人の発

言力が非常に強くなりますから、かえって合意形成が非常に難しくなってくる。これはもう御経験だと思えます。合意形成が大変難しい中で、情報のハンドリングをしたり、行政のいい判断をする、調整をする、こういうことが大変難しいことになりました。同時に極めて重要にもなります。そういうことが、まさに皆様方の腕にかかっているということでもあります。

今一つは、これはよく言われるデジタル・アバイドの問題がございませう。これは、要するに情報というものは最初の情報が大きな価値があるわけです。最初の情報は大きな価値があります。そこから、ITを活用して最初の情報をいかにうまく掴んで、その成果を自分のものにするか。そういう人が勝つわけです。それに乗り遅れたら敗者になるわけです。これがデジタル・アバイドの問題です。ですから、企業と企業の間で起こることはもちろん、地域の間でもそういうことは必ず起こってくるし、住民の間でも起こってくるものです。これに対して、いかに行政が対応しているか。自らの地域が他の地域に比べてデジタル・アバイドで遅れてゆくことのないように、アバイドで敗者とならないようにする、そのことも重要でありますし、地域の中でデジタル・アバイドで問題が起こらないようにいかにするかということもありません。それから、敗者になっても、必ず敗者復活ができるようにするこ

とを、行政の方である程度考えていかなければならない。そういう重要な役割もあるわけでございます。もっと具体的にいえば、雇用不安が起これるとか、流通の卸段階がなくなつてしまつとか、管理者で言えば中間管理職がいらなくなるとかいわれま

す。そういうときに敗者にどういうセーフティネットを張るか、これは行政の立場として非常に難しいことですが、それらもやはりIT革命下における行政の役割として期待されている。そういうものも、これからのまちづくりの中に取り込んで行かなければならないことなのだと思ひます。



## 7 まちづくりの財源

最後に、「まちづくりの財源」でございます。先ほども申し上げたとおり、今非常に地方財政の状況は厳しいわけでございますが、財政を改善する方途というものは、別にどこかにお金が出る“打出の小槌”があるわけではありませんから、収入を増やすか支出を減らすか、これしかないわけでは、収入を増やす場合は、我が国は非常に税源の偏在が大きいのですし、経済情勢等に大きく左右されるわけで、交付税に大幅に依存してきたわけですが、今のような財政状況の中で、交付税制度に対する風当たりが大変厳しくなっております。こういうことは今後収入面において念頭に置いておかねばならないことです。

それからもう一つは、法定外税の問題ですが、先日もこの山梨県の河口湖町、勝山村、足和田村で遊漁税の導入がありました。この法定外税は知恵の出どころであります。私たちが自治総合センターの方でも昨年からの法定外税の研究会を設けておりまして、今年の中間あたりに検討結果を出す予定ですが、先日総務省から法定外税について検討する際の留意事項というのが示されました。こういうものを参考にして多くの地方公共団体で検討をされてい

るようです。成果が期待されます。

それから支出の方は先ほど申しましたように、重点的配分を徹底していかねければならない。要するに有効な政策課題に絞っていく。企業の場合には常に企業戦略を立てて、そこに資金を集中して投下していく、人材を配置していく、そういうことが常識になっていくわけですが、なかなか行政はそういう面で徹底しないところがあります。しかし、支出の面でも、これから十分に意を用いていただきたいと思ひます。

以上、とりとめの話をしましたけれども、時間も過ぎましたのでお話を終わらせていただきたいと思ひます。ご静聴ありがとうございます。

（この稿は、平成十三年四月二十日に、アビオ甲府において開催した平成十三年度市町村長会議における筆者の講演を、本誌に掲載するために再構成したものです。）

ままちづくり  
ままちづくり

## 富士吉田市

12

日本一の富士山の麓から  
ままちづくりの情報発信を

## はじめに

富士吉田市は、山梨県の東部、富士山の北面に位置し、海拔七百メートルから九百メートルに市街地が形成されている高原都市であります。地場産業として伝統のある織物産業を軸として、政治・経

済・文化・交通などあらゆる面で、富士北麓の中核都市としての役割を果たしております。古くは、富士山信仰としての参詣登山の玄関口であり、全国から多くの「富士講」の登拝者を迎え

入れました。現在でも、富士登山シーズンには二十万人もの登山客が訪れ、日本一の山頂をめざし、日本一の感動をおみやげに帰っていただいております。このように、富士山は、本市の「まちの顔」であり、産業経済、歴史文化と密接に関係しており、日本の象徴、富士山を朝夕、身近かに仰ぎながら生活している市民の皆様の富士山への思いは、日本一だと自負しております。

富士山は日本人の多くが「心のふるさと」として思い描き、世界中に日本のシンボルとして知らわたっています。このことから、富士山の自然遺産としての価値を守り、市民生活や様々な交流の場として、自然と共生する地域づくりに努め、かけがえのない富士山の自然を国民共有の財産として後世へ引き継ぐことは、麓に住む私たちの責務であるとも考えております。

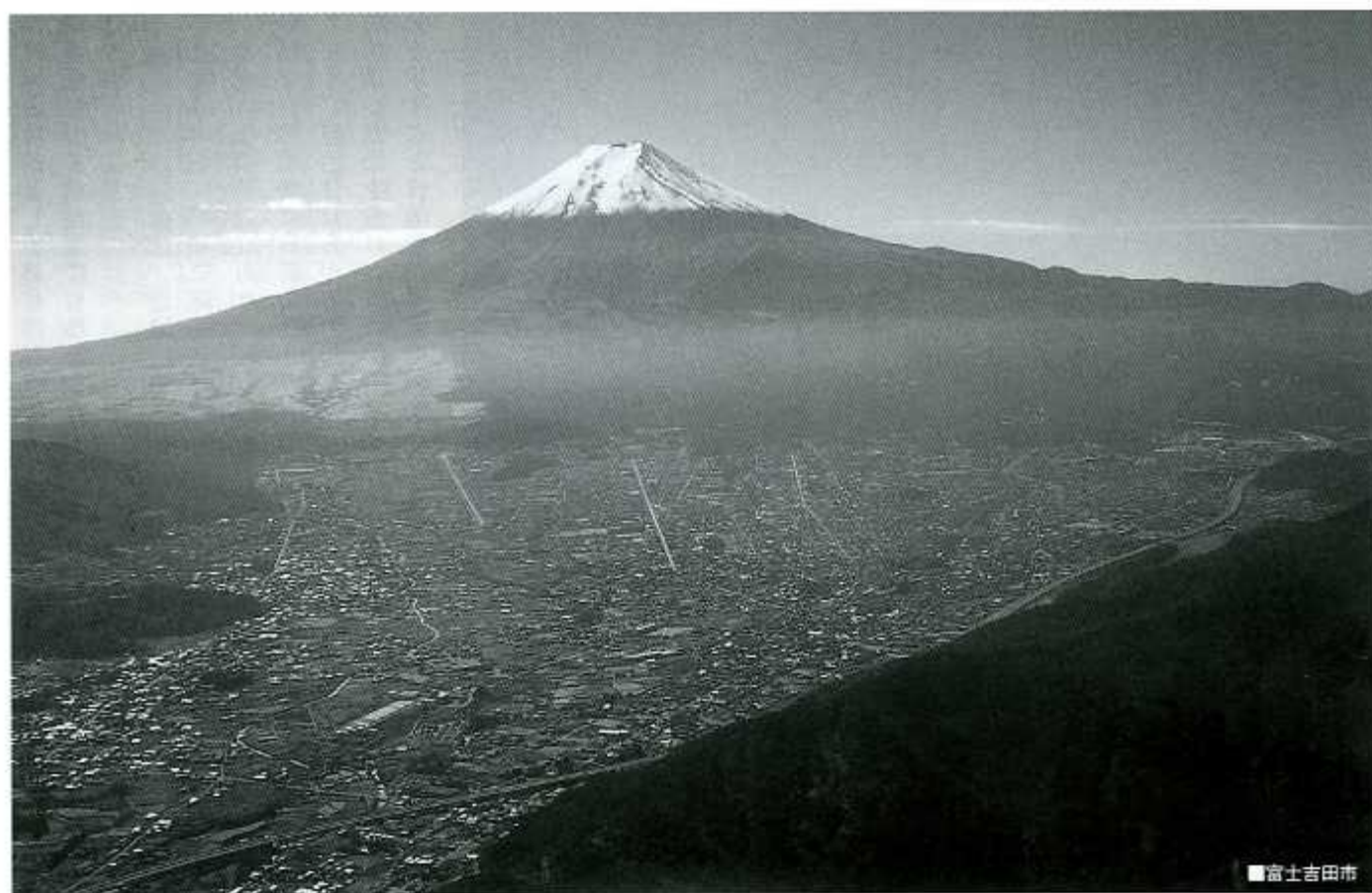
## 環境宣言

さて、富士吉田市は昨年、西暦二〇〇〇年の千年紀という歴史的な節目に、市制施行五〇周年を迎えました。「ひとが元気！ まちが元気！ 元気だふじよしだ!!!」をテーマとし、さらに、「元気」「再発見」「発信／発進」をキーワードに事業計画を策定し、市民の皆様のご参加とご協力をいただきながら、多彩な記念事業を実施いたしました。

昭和二十六年三月二十日、市制施行以来、富士山から有形無形の恩恵をいただきながら、順調に市勢が伸展して来たことに感謝し、

昨年七月二十四日の市制五十周年の記念式典におきまして、自然と共生する生活環境の創造をめざし、環境保護のメッセージを発信しながら日本の象徴である富士山にふさわしい美しく豊かなままちづくりを進めて行くことを宣言したところであります。





■富士吉田市

## 主な環境施策の取組み

これまでに、全職員による市内清掃活動の実施、観光客のごみ持ち帰りを奨励するための「ごみ持ち帰りバッグ」のガソリンスタンド等への配布、公用車へのハイブリッドカーの導入、原子力関係機関の臨界事故を契機とした「原子力発電を是としながらも、原子力発電所をこれ以上増やさないため」の庁舎内使用電力量の削減キャンペーン、ダイオキシンの対策として小型の自家用焼却炉の一掃作戦や市販の簡易焼却炉の無料回収、富士山まるごと体感イベント「歩こつ！富士山」など、各般の事業を実施し、それぞれ大きな成果を上げてまいりました。

また、地元では古くから「ハス

池」の愛称で親しまれている「明見湖」ですが、一昔前までは野鳥や魚類などの生き物の宝庫でした。ところが、周辺の宅地開発など環境の変化により多くの生き物が姿を消しました。

このような状況の中、「明見湖」の多様な生物の生息する環境を取り戻そうと、地元自治会が中心となり「明見湖保全整備検討委員会」を設立。地元住民やボランティアの方々約百五十名により、手作りの親水公園の整備を行いました。これらの自主活動は、市民の皆様とのパートナーシップによるまちづくりと協働の場の実践をしていただいたものと感謝しております。

## 新たな環境施策の実施

また、昨年六月には、「ごみの散乱のないさわやかなまちづくりの推進に関する条例」（ポイ捨て禁止条例）を制定し、十月から施行いたしました。この条例は、ごみの持ち帰りを徹底し、たばこの

投げ捨てを禁止するとともに、自販機設置業者の容器回収を義務づけ、従わない場合の罰則規定も取り入れた規定となっております。市民や来訪者の環境問題に関する意識啓蒙を図り、良好な生活環境

の確保を目的としており、本市の環境施策の基本理念にもなるものであります。

さらに、自治体は、地域において大量のエネルギーや資源を消費する大きな事業者であり、何らかの形で自然環境に負荷を与えております。自治体自らが率先して環境保護の基準を設け、実践する姿勢を示すことは地域の環境問題へ

の取組みにとって大きな意義があると考え、本年度中に、環境マネージメントシステム、環境ISO14001の認証取得事業を進めております。この環境国際標準規格の取得により、環境負荷の軽減だけでなく、地域の自然環境保護活動を後押しすることができると確信しております。



■8月の上旬には見事な白い蓮の花が見られる明見湖(通称はす池)

## 新しい行政執行の基本理念



■市政50周年を記念して始まった「ダンスふじよした」。市内外を問わず多くの参加チームでにぎわった

慣例慣習をいたずらに踏襲することになりがちな傾向があります。地方分権型社会の実現が求められている今日こそ、行政としての生産性、合理性、投資効果の追求を念頭に置き、着実な改善改革の積み重ねと勇気を持った決断が、二十一世紀にふさわしい「市民の理想と提案で創る新都市富士吉田」を実現する唯一の道であると考えております。

さらに、従来の行政の枠にとらわれない柔軟で迅速な行政執行体制の確立を図ることにより、富士吉田市の新たな五十年の歴史づくりの力強い第一歩を踏み出す原動力となると考えております。

富士山の麓のまちから全国に向けて、環境保護への取組みを軸としたまちづくりの様々な情報発信ができるものと確信しております。

個性豊かで、活力に満ちた地域社会を実現するためには、行政全般を新たな視点から見つめ直すことが特に必要であると考えております。

行政はともすると、従前からの



## 分権を支える財源を考える

去る六月十四日、地方分権推進委員会は最終報告を行い、第二次分権改革の始動に向けての地方財源の充実方策についての提言を行った。また、六月二十一日には、経済財政諮問会議は基本方針をまとめ、地方交付税や補助金の仕組みや国と地方の税配分の見直しについて答申を行ったところ。

また、県内においても多くの市町村議会において道路財源の確保や地方交付税制度に関する意見書が採択され、さらに、県議会答弁において知事は長期的・安定的に事務事業が遂行できる財源の確保について国に要望を行っていくこととした。

このような財源問題に目が離せない状況の中、今回は、分権を支えていくための財源を考えていくため、本県の市町村の歳入の現況や法定外税の検討、また、全国初の法定外目的税となった「遊漁税」について題材を求めた。

特集1 ● 決算統計から 県内市町村の歳入の現状 市町村課 財政担当 春日 康

特集2 ● 法定外税の検討について 市町村課 税政担当 鷹野勝己

特集3 ● 全国初の「遊漁税」の創設について 河口湖町税務課 課税係 古屋立夫

# 決算統計から

## 県内市町村の歳入の現状

市町村課 財政担当 春日 康

### 1 歳入決算額の状況 高まる地方交付税割合

平成十一年度の県内六十四市町村の歳入決算額は、四、一〇一億八、八〇〇万円、前年度（三、九四九億九、四〇〇万円）と比べると一五・一億九、四〇〇万円、三・八%増加している。

主な歳入科目については、地方税は一、一七七億四〇〇万円、前年度（一、一九六億）と比べ一・六%減少している。地方交付税交付金は一、一〇二億五、三〇〇万円、前年度（一、〇一九億一、九〇〇万円）と比べ八・二%増加している。国庫支出金は三八

四億九、五〇〇万円、前年度（三、一九億七、〇〇〇万円）と比べ二〇・四%増加している。地方債は三七四億六、八〇〇百万円で、前年度（三九五億八〇〇万円）と比べ五・二%減少している。

近年の傾向としては、図1にあるとおり、地方税については、収入決算額はその年により増減があるものの、歳入総額に占める割合が減少してきている。地方交付税については、交付額が増加しており、歳入総額に占める割合も、年々増加してきている。

### 2 一般財源比率は高い 本当に財政の弾力性が高い？

一般財源と特定財源の区分は、その用途の自由度を基準とした分類であり、一般財源とは市町村がどの経費にも充当することができ収入であり、特定財源とはその性質により充当する経費が特定されている収入である。

一般財源と特定財源を分類する意義は、第一に、財政運営上歳入に占める一般財源の割合によって市町村が独自に行いうる施策の余地の広さが決定されること、第二に、一般財源の多寡によって財政の弾力性、すなわち行政需要への対応力が判断できることにある。

市町村が自主的な判断の下にそれぞれ地域の現実に即応して施策を実施していくためには、一般

財源ができるだけ多く確保されることが望ましい。

本県六十四市町村合計の一般財源の額は、平成十一年度決算額で見ると二、四七七億五、一〇〇万円であり、前年度（二、三九三億三、六〇〇万円）に比べ三・五%増加した。歳入合計に占める一般財源の割合は、六〇・四%であった。特に、地方税は一、一七七億四〇〇万円（一・六%減）、地方交付税は一、一〇二億五、三〇〇万円（八・二%増）で、この二つで一般財源の五十五%を占め、地方税、地方交付税がほぼ同額となっている。

全国の市町村においては、歳入総額に占める一般財源の割合は五

十六・三％であり、本県市町村は四・一ポイント高くなっているが、表1にあるように、地方税と地方交付税の比率は、逆に、地方交付税の割合が高くなっている。

県内市町村の一般財源の状況を見ると、表2にあるように、三〇％台の二団体から七〇％台の七団体に分布し、五〇％、六〇％一般財源比率から見ると財政の弾力性が高い状況と数値的には示さ



3

### 真の財政力は約四割強！ 自主財源比率四十四・三％

自主財源と依存財源の区分は、収入調達の拘束性を基準とした分類であり、自主財源とは、市町村が自らの権能に基づいて自主的に収入するものを指し、依存財源とは、国や県の意志決定に基づき収入されるものをいう。

自主財源の多寡は財政基盤の安定性と行政活動の自律性を確保しうるかどうかの尺度となるものである。自主財源の比率が高い程望ましい。

本県六十四市町村合計の自主財源の額は、一、八一七億三、八〇〇万円であり、前年度（一、八三六億九、〇〇〇万円）に比べ一・一％減少した。歳入合計に占める自主財源の割合は、四十四・三％

れているが、その内実を見ると地方交付税が歳入の四〇％を占める団体が十九団体で六十四市町村の三〇％、五〇％以上を占める団体も五団体有り、一般財源の多くを地方交付税に依存していることがわかる。

(注) 一般財源／地方税、地方譲与税、利子交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税とした。

であった。内訳は、地方税一、七七億四〇〇万円（一・六％減）で自主財源の六十五％を占めている。

全国の市町村においては歳入総額に占める自主財源の割合は五十一・〇％であり、本県市町村は六・七ポイント低い。これは主に、地方税の割合が低いことによる（表1）。

また、県内市町村のそれぞれの市町村毎の自主財源の割合の分布を表3でみると、一〇から八〇％台まで広く分布しているが、三分の二の団体が四〇％未満であることから、本県の市町村が全国と比べ自主財源がかなり下回る団体であるといえる。このように自主

財源については、自主財源の大半を占める地方税の割合と相関性があり、自主財源割合の高い市町村は地方税の割合も高く、自主財源割合の低い市町村は地方税の割合



4

### 財政基盤の強化と 財源の確保

も低いという傾向が伺える。

(注) 自主財源／地方税、分限基金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、歳入金、繰越金、繰入金とした

上記のように、本県の市町村の歳入面から見た財政分析は、一般財源の割合が高く、自主財源の割合は低い、といえるが、このことは、自主財源であり一般財源である地方税の割合が低く、依存財源であり一般財源である地方交付税の割合が高いことにより一般財源が確保されているという、本県市町村の実態を表すものでもある。

また、その程度が全国の市町村と比較しても高いことから、地方交付税への依存度は、全国と比べても高く、さらにここ数年、年々その依存度が高まってきている。経済財政諮問会議で決定された基本方針に盛り込まれた、地方財政制度、地方交付税制度の改革論議は、その内容により本県市町村に非常に大きな影響が予想されるところであり、重大な関心を持つていく必要がある。

今後、徹底した行政改革の推進による歳出の抑制を図るとともに、財政構造の実態を的確に把握し、

その健全化に努めつつ、実質的な後年度負担の要素等を勘案する中で、事業の実施に当たっては優先順位の厳しい選択を行い、中長期的観点に立った適切な財政運営を確保することが必要である。

また、地域の実情に応じ、IT革命の推進等二十一世紀の発展基盤の構築、住民に身近な社会資本の整備、少子・高齢社会に向けた総合的な地域福祉施策の充実、自主的・主体的な活力ある地域づくり、災害に強い安全なまちづくり等を展開するためにも財源確保が重要な課題であり、国・県支出金や起債制度等の有効・適切な活用による効率的な特定財源の確保とともに、自主財源、なかならずその大宗を占める地方税の徴収の確保、税源の涵養に努めるとともに今後、新たな税源として法定外税（法定外普通税・法定外目的税）の創設も一つの選択肢として検討する必要がある。

図1 歳入決算額構成比の推移

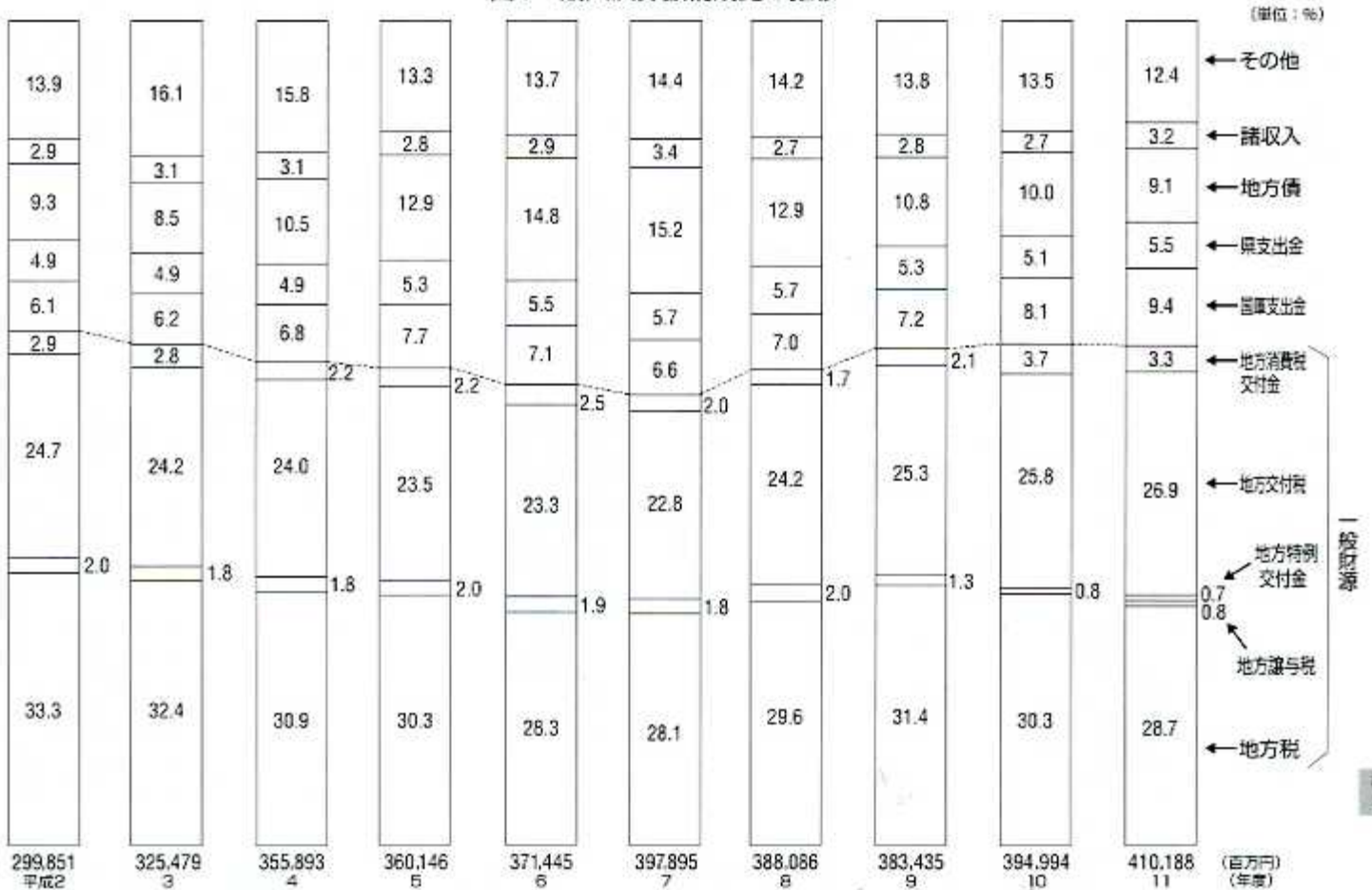


表1 歳入総額に占める割合の比較

(単位：%)

		H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
県内市町村 A	一般財源	62.9	61.2	58.9	58.0	56.0	54.7	57.5	60.1	60.6	60.4
	自主財源	50.1	51.6	49.8	46.4	44.9	45.9	46.5	48.0	46.5	44.3
	地方税	33.3	32.4	30.9	30.3	28.3	28.1	29.6	31.4	30.3	28.7
	地方交付税	24.7	24.2	24.0	23.5	23.3	22.8	24.2	25.3	25.8	26.9
全国市町村 B	一般財源	59.3	58.0	56.8	54.3	53.0	52.2	53.5	55.8	55.3	56.3
	自主財源	59.1	59.2	56.8	55.4	53.5	51.9	52.8	54.5	52.1	51.0
	地方税	38.7	38.2	37.2	35.6	34.0	33.6	34.7	36.5	34.5	33.5
	地方交付税	15.5	15.1	15.5	14.6	14.6	14.5	15.0	15.8	16.2	17.5
差 A-B	一般財源	3.6	3.2	2.1	3.7	3.0	2.5	4.0	4.3	5.3	4.1
	自主財源	-9.0	-7.6	-7.0	-9.0	-8.6	-6.0	-6.3	-6.5	-5.6	-6.7
	地方税	-5.4	-5.8	-6.3	-5.3	-5.7	-5.5	-5.1	-5.1	-4.2	-4.8
	地方交付税	9.2	9.1	8.5	8.9	8.7	8.3	9.2	9.5	9.6	9.4

表2 歳入総額に占める割合の分布状況

(市町村数)

	10%未満	10%台	20%台	30%台	40%台	50%台	60%台	70%台	80%台
一般財源				2	7	20	28	7	
自主財源		2	13	27	10	7	4		1
地方税	10	19	24	2	7	1	1		
地方交付税	3	4	17	16	19	4	1		

# 法定外税の検討について

市町村課 税政担当 鷹野 勝己

## はじめに

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）の施行により、地方税の分野では、地方公共団体の課税自主権を尊重する観点から、法定外税の制度の変更が行われたことや現在の財政状況に対応するため新たな税財源の確保を意図して多くの団体で新税の創設や新税の検討が行われています。

本県でも、河口湖町、勝山村及び足和田村が「遊漁税」を七月一

日から実施したところであり、県も富士スバルラインの料金の税化が検討がされているところですが、このような状況の中で、法定外税の概要と法定外税の新設の検討における手続や留意点について、市町村税を中心に、私なりに触れてみたいと思います。

## 1 法定外税とは何か

地方税法は、「地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる」（第二条）としているため、地方税法に定めのない税は賦課徴収できないことになっています。

市町村が課することができる税目として、地方税法は、市町村民税、固定資産税などの普通税や入湯税、都市計画税などの目的税を定め、それぞれの税目の課税要件等を定めています。これらの課税要件等が定められている税目を「法定税」といいます。

一方、地方税法は、法定税以外の普通税又は目的税も市町村が課

することができるとしていますが、具体的な税目・その課税要件を定めていないため、市町村が課税要件等を市町村の条例で定める必要があり、このような税を「法定外税」といいます。

法定外税のうち、税収の用途を制限しない普通税に属するものを「法定外普通税」といい、税収の用途が特定の目的に制限される目的税に属するものを「法定外目的税」といいます。

## 2

地方分権の推進に伴う  
地方税制度の見直し

法定外普通税は、地方税法成立時からあるもので、特別の財政需要に対応するために設けることができるものとされ、地方分権一括法による地方税法の改正前には、自治大臣の許可が必要でした。

これが、地方分権の推進を図り、地方団体の課税自主権を尊重するために見直しが行われ、今回の地方税法の改正により事前の協議制となつていきます。

協議制に移行するとともに、許可制のときの許可要件のうち、

① 市町村にその税収入を確保できる税源があること。

② その税収入を必要とする当該市町村の財政需要があること。

という二つの要件（この要件を満たす場合には許可しなければならぬとされていたことから「積極的要件」と呼ばれる。）が協議に対する総務大臣の同意の要件から削られています。

しかし、これらの要件が削られたのは、この積極的要件を充たさなくても良いという意味ではなく、これらの要件について単に国の関与をなくし、市町村が自ら判断し、

市町村が責任をもって納税義務者等に説明すべきとされたにすぎないものであり、法定外税の新設について、納税義務者等の理解を得なければならぬ最も重要な事項と考えられます。

一方、許可制のときの許可要件のうち、

③ 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

④ 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

⑤ 右の③、④のほか国の経済施策に照らして適当でないこと。

という三つの要件（これらの要件に当たるときには許可できないとされていたことから「消極的要件」と呼ばれる。）については、国の関与が残されています。

この許可制度の見直しと同時に、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにもつながるといふ理由

（地方分権推進計画）から、法定外目的税が創設されました。法定外目的税についても、法定外普通税と同じ協議制となっています。

## 3

## 法定外税の検討

（1）法定外税の現在の検討例

このように、地方税法上の法定外税についての制度が改正され、法定外税についての国の関与が縮減されるとともに、法定外目的税の創設などもあつて、多くの自治体で新税の検討が行われています。平成十三年六月末の時点で条例

が可決されている法定外税は、①横浜市の勝馬投票券の発売に課税する「勝馬投票券発売税」、②河口湖町、勝山村及び足和田村の河口湖の遊漁行為に課税する「遊漁税」、③神奈川県の当期利益を上げながら、過去の赤字を欠損として繰り越すことができる制度を利用して法人事業税を納めていない企業に課税する「臨時特例企業税」④三重県の産業廃棄物を排出する業者に課税する「産業廃棄物税」であり、総務大臣の同意を得たものは遊漁税、臨時特例企業税の二つとなっています。

なお、新規ではありませんが、静岡県熱海市が別荘等所有税の税率を変更することについて協議し、同意を得ています。

（2）法定外普通税の例

次に、法定外税の新設を考える

上で、これまでに設けられた法定外普通税について見ていきます。

従前は、税が一般収入の調達を目的としており、目的税は例外的な税であり、支出と直結した収入は基本的には負担金、分担金等で賄うべきであるとの考え方から、法定外普通税だけが設けられていたのです。

具体的には、犬税、林産物移出税、広告税、ヨット・モーターボート税、文化観光施設税、商品切手発行税、別荘等所有税、砂利（山砂利）採取税など多くの種類の税が設けられていました。

しかし、これらの法定外普通税は、次第に廃止され、現在、市町村税としては、砂利採取税を神奈川県中井町、同県山北町が、山砂利採取税を京都府城陽市、千葉県君津市、同県富津市が、別荘等所有税を熱海市が設けているに過ぎません。これらの税は、法定外普通税として設けられていますが、実態としては目的税的な運用がなされていると言われています。

（3）廃止された法定外普通税の

廃止に至る経緯

ここでどのような事情が法定外税の存続を難しくしたのか、廃止に至る原因を見ていくこととします。

① 広告税は、新聞、雑誌、テレビ等のマスメディアを利用した広告を除き、ポスター、チラシ、ネオンサイン、電光板などに課税したのですが、社会情勢の変化により広告媒体が多岐にわたり、納税義務者としての広告主の確定も困難となり、課税の公平性が保てなくなったことや、広告税収が零細であるのに対し、徴収費が多額になったことなどが原因とされています。

② ヨット・モーターボート税は、行政区域内を定置場等として使用するヨット等に課税したのですが、課税客体の把握が所有者からの申告であったこと、所有者の相当部分が県外居住者であったこと等から徴収率が低かったことなどが原因とされています。

③ 文化観光施設税は、文化財の觀賞、拝観行為に課税されたものですが、信教の自由を阻害しないかなどをめぐって特別徴収義務者の社寺等との協力関係が損なわれていたことも廃止の原因とされています。

## 4 法定外税の内容を定めた条例の制定

法定外税の場合、徴収手続については地方税法で定められていますが、課税要件については定められていませんので、新設する税の課税要件（課税客体、課税標準、税率等）を市町村の条例で定めなければなりません。

課税要件は、当然、課税の目的やその背景と結びついて考えられ

るものですが、ここでは、砂利採取税、別荘等所有税及び遊漁税について、課税要件等をまとめてみましたので、これらを参考に条例で規定すべき課税要件等について見ていくこととします。

国税や他の地方税（法定税）と同じ課税標準の税目については総務大臣の同意が得られないことに

項目	砂利採取税 (神奈川県中井町)	別荘等所有税 (静岡県熱海市)	遊漁税 (山梨県河口湖)
課税客体	砂利の採取	別荘等の所有	遊漁行為
課税標準	砂利の採取量	別荘等の床面積	遊漁者数
税率	洗浄した砂利 1mにつき30円、 その他 1mにつき15円	1m当り年額 500円	1人1日 200円
納税義務者	採取業者	別荘等の所有者	遊漁行為を行う者
徴収方法	申告納付	普通徴収	特別徴収

なりますので、留意してください。

(1) 課税客体

「何を課税の対象とするか」を決めなければなりません。砂利採取税では砂利の採取（行為）が、別荘等所有税では別荘等の所有が、遊漁税では遊漁行為（つり行為）が課税の対象とされています。

(2) 課税標準

課税をする上で課税客体を数量、金額等に数値化することが必要になります。砂利採取税では採取の数量を、別荘等所有税では別荘の床面積を、遊漁税では遊漁者数を数値化の基礎（課税標準）としています。

(3) 税率

乗率（例えば固定資産税では一

四／一〇〇)で決める場合と定額(例えば入湯税では一人一日一五〇円)で決める場合がありますが、砂利採取税、別荘等所有税、遊漁税とも後者によつています。

(4) 納税義務者

誰から税を徴収するのが適当か。一部の者への課税は、不公平感につながる可能性が強く、納税義務者の範囲がどの程度の広がりを持つるか検討する必要があります。

また、担税力や課税免除についても検討する必要があります。

(5) 徴収方法

地方税法では、普通徴収、申告納付、特別徴収又は証紙徴収の方

法によることとされているので、具体的にどの方法によるか決めなければなりません。表の三つ例は、それぞれ徴収方法が異なっていますが、課税対象の把握方法や徴収コストなどが考慮されています。

(6) 使途

普通税とするか目的税とするかという検討がまずなされなければなりません。法定外目的税とした場合には、当該税収の使途を明確にする必要があります。使途をどの程度具体的に明示するか個々の事例において判断する必要があります。

5 法定外税における国との協議

法定外税を新設、更新又は変更する場合には、総務大臣との事前の協議が必要になります。

総務大臣との協議については、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準等及び留意事項について」(平成十三年四月十二日付け総務省自治税務局長通知)が出されています。

平成十二年四月一日付けの通知

と比較すると、不同意の要件や留意事項が新たに加えられていますので、詳細はこの通知をお読みください。

通知の概要は次のとおりです。

(1) 処理基準

2で触れた消極的要件(この通知では「不同意要件」として知る。)に該当する場合を除き、同意するものとされています。(2) 法定外税の「変更」の意義

税率、課税標準、課税を行う期間、徴収方法等の変更を行うとされています。課税を行う期間については、許可制のもとで許可が五年間という期間に限定されていた場合がほとんどであったこと、また、経済情勢の変化、税源や財政需要の変化等に応じた見直しを行うため課税を行う期間を定めることが適当との考え方から、単純延長も変更に含まれるとされています。

(3) 標準処理期間

おおむね三月とされています。

なお、河口湖町ほかの遊漁税の協議の場合は、総務省担当課との協議前の相談・調整を行っているため、この正式な協議の処理期間が短くなっていますが、相談、協議の期間を通算するとほぼ三月くらいになっています。

(4) 提出書類

協議書に添付するものとして、次の書類が求められています。

様式等の詳細はこの通知を見てください。

A理由書

法定外税を新設する理由を説明するものですが、これは協議のためだけでなく、課税の対象となる納税義務者はもちろん、住民や議会への説明のためにも必要なものであり、考え方をきちんと押さえておく必要があります。

B総括表

総括表には、税目、課税客体、課税標準、納税義務者、税率、非課税事項、課税を行う期間など税目の概要を記載することになります。

C関係条例の謄本

議会で議決した条例の謄本を添付することになります。

D歳入歳出見積計算書

才税収入見積計算書

E法定外税収入見込額調査書

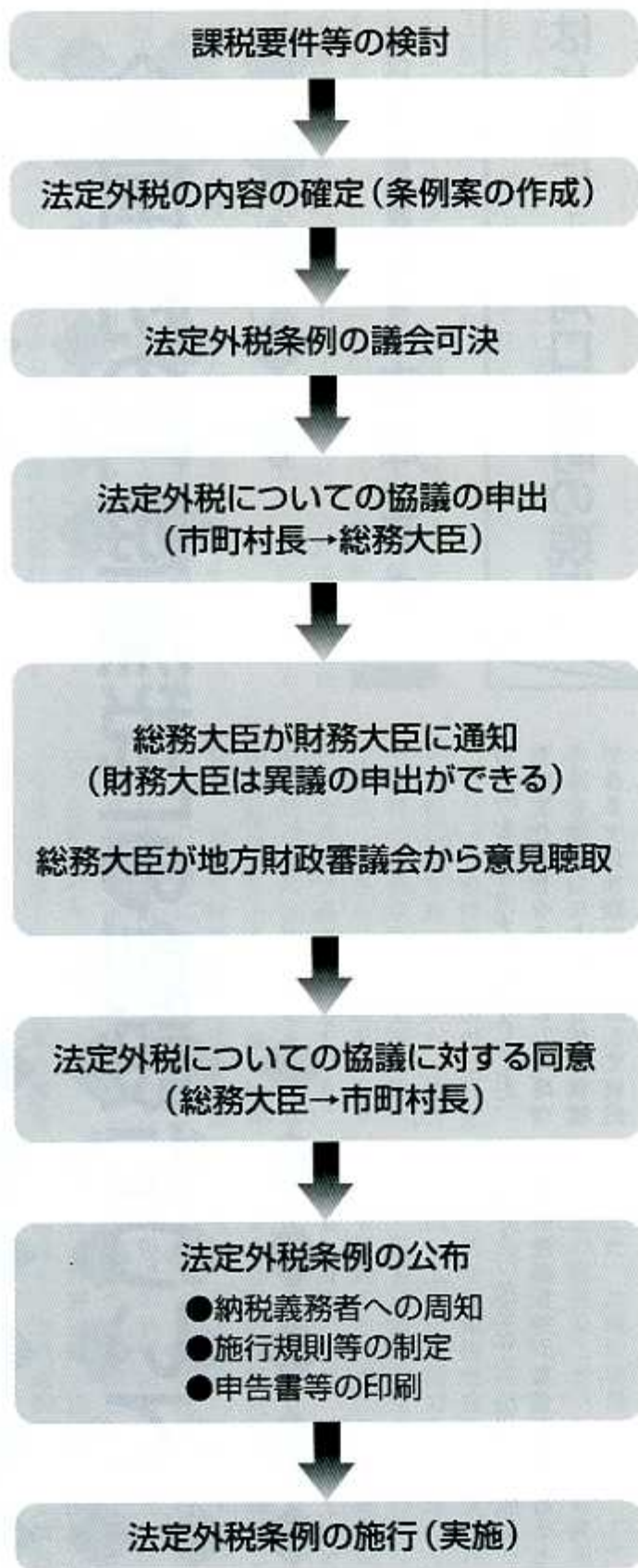
6 総務大臣の同意が得られた後の処理

総務大臣の同意が得られた後、市町村長は、議会から送付されている条例を公布することとなります。

す。ちなみに、議会で議決し、市町村長に送付された条例は二十日以内に公布しなければなりません。



## 法定外税の施行までの手続き等



が、法定外税の場合には、議決後、総務大臣との協議の必要がありませんので、特例として、同意を得た後に公布することが適当と考えられます。

また、条例の公布から実施までの間に、納税義務者への周知が最も重要な事項となります。周知期間も十分にとっておく必要があります。

このほか、実施細目を定めた条例施行規則の制定や徴収方法に当たった申告書、通知書等の印刷など

の実施に向けた準備が必要になります。

なお、遊漁税のように施行期日を規則に委任した場合には、「施行期日を定める規則」を制定することにより、施行期日を定めなければなりません。

地方への税財源の移譲が議論されている中で、法定外税の新設は、財源確保の一つの選択肢であると考えられます。

なお、税財源の確保は、法定外税の新設ばかりでなく、法定税の

おわりに

標準税率を上回る超過課税の実施や徴収率の向上を図ることも検討されるべき方策と考えられますので、市町村の実情に応じた検討を進めていただきたいと思います。

# 全国初の「遊漁税」の創設について

河口湖町税務課課税係 古屋 立夫

## 1 はじめに——河口湖町の現況

霊峰富士の北麓に点在する富士五湖のひとつ河口湖は、富士五湖の中でも二番目の広さを有し全体面積五・七〇平方キロメートルとなっており、湖上の一町二村の行政区画については、それぞれ河口湖町が四・二〇平方キロメートル、勝山村が〇・四四平方キロメートル、足和田村が一・〇六平方キロメートルの区域になっています。

河口湖町全体の行政区画としては、河口湖の東部を南北から挟むように位置し、南北約九キロメートル、東西約七キロメートル、面積六〇・八九平方キロメートルで町域は羽を休める雲雀のような形をしています。

河口湖町は首都圏の一〇〇キロメートル圏内にあり、中央自動車道富士吉田線の河口湖インターチェンジがあり、東富士五湖道路により東名自動車道と連絡するなど、本町をめぐる高速交通網は充実しております。

平成元年のふるさと創生事業を契機に、富士山と河口湖、それを取り巻く自然環境を基調とした「視（みる）、聴（きく）、嗅（かぐ）、味（あじわう）、触（ふれ

る）」をキャッチフレーズとした、五感文化構想をテーマにした町づくりを展開しており、五感を満喫できる文化・観光施設として河口

湖ハイブ館を始め、河口湖美術館、自然生活館等が整備充実されました。

## 2 遊漁税創設の背景

当町は現在四季を通じて年間約六五〇万人の観光客が訪れるなど、観光リゾート地として発展を続けておりますが、釣り等のレジャーのメッカとして、関東・中部圏はもとより日本全国から愛好者が訪れております。

しかし、一方で近年の釣りブームの中、富士山が見える釣り場と

して多くの釣り人が訪れるようになり、特にトラックバス釣りの人気が高まるとともに、釣り人の増加が著しく、ここ数年の釣り人の数は、年間二〇万人から二十五万人にも上るなど、休日には釣り人のボートが湖面の隅々まで広がっている光景をよく目にするようになりました。

それに伴い、釣り人による河口湖の環境への悪影響も、深刻な問題を生じさせてきています。即ち、河口湖周辺の違法駐車（写真参照）、排泄行為による湖水の汚染、ごみの散乱、釣り糸等の放置など



による環境面への悪影響は多大であり、住民の福祉を阻害する一要因となり、併せて観光事業の衰退につながる危険性のある要因となりつつあることは明らかで、早急に解決しなければならぬ町の重大課題となつてきております。

そのため当町では、これらの問題解決のため駐車場・公衆便所の増設や湖畔周辺の道路整備などの諸計画を立案し、毎年施策を講じているところでありますが、更に河口湖の環境整備（環境保全、環境美化、施設整備）を行うには、継続的な対応と大がかりな施策の実現が求められているところでもあります。しかしながら、そのためには一般の税収等を財源として施設整備等を行わなければならないため、町財政は大きな負担を強いられているのが現状となっております。

### 3 遊漁税創設の契機

折りしも平成十二年四月一日「地方分権の推進を図るための関係法

律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八七号）」が施行され、

これにより市町村の自己決定権は拡大され、それに伴う自己責任も増大し、責任の所在もより明確になりました。

財政関係においても、地方公共団体の課税自主権を尊重する観点から同法の中で地方税法（昭和二十五年法律第二二六号）が改正され新たに法定外目的税の創設が打ち出されたところであります。

当町では、平成十二年六月から河口湖の環境問題を解消するための財源を確保するための税を検討するため、税務課職員五名でプロジェクトチームを組織し、平常の事務を行いながら、情報の収集から始めました。

### 4 遊漁税の検討

#### ①課税主体の検討

#### ①広域税制とした理由

「遊漁税」を導入するにあたり、なぜ一町二村が一体となつて「広域遊漁税制」を導入するのかにつきましては、河口湖の行政区域が三町村（河口湖、勝山村、足和田村）にまたがっているということがあります。河口湖町が単独で遊漁税条例を制定することは、課税権独立の観点からみて可能ではあ

折しも手にした、月刊誌「地方税」九十九・二二の中に、市町村法定外普通税の許可制度（平成十一年度までは許可制であった。）の解説や静岡県熱海市の「別荘等所有税」、神奈川県三浦市の「ヨット・モーターボート税」の資料が掲載されたので、その勉強からという全くの初歩からの出発でありました。

その資料から、熱海市の別荘等所有税の有効性や三浦市のヨット・モーターボート税の問題点等を学ばせてもらいました

りますが、河口湖町単独で「遊漁税」を課税すると、「遊漁税」の課税対象は河口湖における釣り行為に對するものであるため、地方公共団体の課税権が及ぶ範囲は、その地方公共団体の区域に限られ区域外には及ばない（地方税法第三三条の二）ことから、河口湖の水域の中で河口湖町の行政区域で釣りをする人に課税され、他の二村の区域で釣りをする人には課税

## 河口湖周辺図



されないといいことになり、税の公平・公正の原則からみて問題があると判断し、「遊漁税」の目的である河口湖周辺の環境保全・環境美化・施設整備を確実に遂行し、実現するためには、「広域遊漁税制」を導入することが望ましいとの結論に至った理由であります。また、現在の河口湖漁業協同組合の釣り券販売システムが各町村に

区域を分けて徴収しているわけではないので、特別徴収義務者として河口湖漁業協同組合にお願いすることを考え合わせると、河口湖町単独での「遊漁税」導入は成立しないことになってしまいます。そこで、二村に遊漁税の説明を行ったところ、両村とも当町と同じ環境問題等を抱えていたため、河口湖町で提案した遊漁税に賛同を

いただき、平成十二年八月に一町二村のプロジェクトチームを組織し取り組みを開始しました。

## ②重複課税の回避

今回遊漁税導入にあたって様々な問題点が指摘され検討してきましたが、そのなかで町村にまたがって釣りをする場合一町二村がそれぞれ課税権を行使すると、釣り人は町村毎に遊漁税を支払うこととなり、これは税の公平公正の観点から問題となるため、条例の中で「他村の区域における遊漁行為に対し遊漁税に相当する税を課された遊漁者が、当該遊漁税に相当する税を課された日に町の区域において行う遊漁行為に関しては、遊漁税を免除しました。また、中学校を卒業するまでの者を教育的見地から課税免除とし、障害者（法第二九二条第一項第九号に規定する障害者をいう。）に対しても、社会的弱者が障害を克服し、積極的に社会参加をすることで、健康者とともに支障なく社会生活を営むことができるようにすることを目的として、国が行う様々な障害者施策に共通な基本理念と合致するよう、遊漁税の課税免除を規定しました。

## ③課税と徴収の関係

次に一町二村で「広域遊漁税」を課税するに当たり、税収の配分をどのように行うかということが検討され、「一町二村において遊

漁税の税収を行政区域の湖面の面積で按分する」ことは可能か、ということでも当初検討しました。

しかし、課税権は他の行政区域外には及ばないため、税収は自己の行政区域内での発生しえないという原則があることから、全収入を面積などで按分すると、他町村の税収の一部が入ってくる恐れがあるため按分方式は法的に問題があると考えられました。また「地方自治法第二五二条の一四の規定に基づき代表の町村に課税権を委託し、按分により分配してはどうか」という案についても検討した経過がありますが、この事についても地方税法第二〇条の四（他の地方団体への徴収委託）の規定によって、徴収委託はできるが賦課事務（課税権）については委託できないことと規定されており、課税権は地方自治の不可欠要素であり、憲法によって直接地方公共団体に与えられている固有のものであるため、地方税法に基づいた条例をつくり、課税客体、税額等を規定し、独自で課税権を行使しなければならぬと規定されているため、この案も法的に問題があると判断いたしました。

## ④一部事務組合方式による整備

遊漁税により得られる収入を、実際の自然環境において行政区域ごとに分割していくのは困難であり、また、効率的効果的に河口湖の環境整備を進めていくには、河

口湖を構成する三町村による一部事務組合を設立し、共同処理して施設整備を行う方向が望ましいということになりました。その検討結果を許可権者である県の地域振興局に相談をしたところ、「既存の一部事務組合等が活用できる場合には、新規の組合については現在許可をしない方向でいるが」ということで、「広域遊漁税」と同じ、河口湖町・勝山村・足和田村で構成され、河口湖の全体の治水を統括する組織であり、また現在湖畔にあるトイレ等の清掃を共同処理している河口湖治水組合に着目しました。地方自治法に基づき河口湖治水組合の規約を一部改正することにより共同処理を行い、

基準により近似的に評価して、これに応じて負担を求めることが適当であると区分していることから、今回創設した「遊漁税」は、分担金のような受益者負担的な性格を持つものであるにしても、その収入によって実施される種々な事業により、納税義務者のみが利益を受けるという性格ではなく、納税義務者以外の不特定多数の者も利益を受ける性格と考えられます。したがって、この遊漁税は上記の区分からすれば、租税としての性格を有するものと考えられ、税方式で徴収することが妥当であると考えられました。

(2) 租税方式の適正性

そのなかで、「遊漁税」導入に当たり、なぜ分担金、使用料、手数料ではなく税なのかという点につき検討しましたが、「手数料又は使用料」は、排他原則が完全に働く公共サービス対価たる性格を有し、「負担金制度」は、受益者の範囲が特定の集団に限定されており、「租税」については、受益者の範囲が広範囲にわたり、受益の程度が個別的に評価しがたいため、所得、財産、消費等の外形的

観光客と釣り人では大きな差があります。観光客の場合には「利用」という行為までには至らないと考え課税しないのが相当であるとの結論に達し、釣り人のみを対象とすることとしました。

(3) 課税客体、納税義務者の検討

また「課税客体を釣り行為とし、納税義務者を釣り人として、一般観光客に課税しないのはなぜか」という問い合わせがありました。河口湖を訪れる一般観光客は、主に遊覧船の乗船や土産品の購入、景観の鑑賞などに限られており、河口湖やその周辺の駐車場等施設を長時間にわたり専ら利用する人々の大多数が釣り人であり、また、現在町が行っている湖畔周辺の駐車場やトイレなどの施設設置等は、その多くが釣り人のためのものであるため、釣り人を課税客体とするのが妥当であると考えました。また、湖を「利用」という観点から見ても釣り人は実際に長時間にわたって釣りをすることにより、湖を直接利用しているため、

(4) 徴収方法の検討

また、徴収方法をどのように行うかについても検討しましたが、河口湖全域における釣り人から徴税史員による普通徴収は困難であるため、現在河口湖漁業協同組合により「遊漁料」が徴収されていることから、遊漁券に合わせ遊漁税を課税し、「地方税法第七七三条の一五」により特別徴収義務者に河口湖漁業協同組合及び遊漁券を販売している釣り具店等を指定することが妥当ではないか。さらに、漁業組合及び各販売店を特別徴収義務者に指定することになりました。これらの方法を実施するには、関係団体との綿密な連絡と協力が不可欠であることから、河口湖漁業協同組合理事等と再三にわたる調整会議をおこない、課税客体（釣り客だけが利用しているわけではない。）遊漁料金（二〇〇円の値下げ）等の諸問題が調整会議のたぎりに検討され、その都度各町村の事業計画を示しながら説明をおこなってまいりましたが、臨時総会において各組合員の方々の税に対する深い理解と、ご協力いただき承認をいただくことができました。

右側が河口湖漁業組合の日釣遊漁承認証、左側が河口湖町ほかの遊漁税券で同じ用紙に印刷できることとされています。



<p>№</p> <p>河口湖町 勝山村 足和田村</p> <p>徴集年月日 年 月 日 (特別徴集義務者名)</p>	<p>№</p> <p>遊漁税額 200円</p> <p>遊漁税 200円</p> <p>河口湖町 勝山村 足和田村 河口湖漁業協同組合</p>	<p>№</p> <p><b>日釣遊漁承認証</b> FISHING TICKET</p> <p>平成13年 月 日 (当日限り)</p> <p>氏名 殿</p> <p>魚種 全魚種 意漁区 河口湖全域</p> <p>釣法 竿 釣 遊漁料 ¥1,000 (市費別定)</p> <p>発行者 河口湖漁業協同組</p> <p>取扱店</p> <p>○注：当券の払い戻し及び再発行は一切いたしません。 ○遊漁中の事故等は当協会で一切責任を負いません。</p>
---	--	--

5 国との協議

しかし、法定外目的税の創設に当たっては総務大臣の同意要件（地方税法第七七三条）を満たすことが必要であります。まず当町が考えていた遊漁税が、許可制度時の二つの「積極的要件が存在するか」、また国が示す同意要件としての三つの「消極的要件に抵触しないか」について検討を行いました。

(1) 積極的要件の検討

積極的要件の中の一つめ「税源の有無」については、釣り人の過去五年の平均が二十六万人であることから、例えば入湯税の一五〇円に近い税率にしても零細課税にならないこと。また釣り人にその負担能力があるかどうかであり、河川湖漁業協同組合が徴収している遊漁券（釣り券）が一日一、〇〇〇円であり、その額を支払うことが出来ることから判断すれば、一五〇円から三〇〇円の負担は可能ではないか。

更に徴収費用については、特別徴収することにより少額で済むのではないかどうかを検討いたしました。

次に「財政需用の存在」であり

ます。これは、具体的な財政需用がどのくらいかということであり、ますが、当町の課題である「駐車場やトイレの不足」「釣り糸等ゴミの散乱」等を解決していくためには数億円の費用が必要であるため、その財源として法定外税が必要となります。

(2) 消極的要件の検討

消極的要件の一つめの要件として、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重とならないか」という要件に関しては、釣り行為をその課税の対象とする遊漁税は、既存の国税や他の地方税とはその課税標準、その目的を異にするものであり、入湯税の税率が一五〇円、ゴルフ場利用税の標準税率が八〇〇円となっていることから、これらと比較しても遊漁税の税率二〇〇円は著しく均衡を失するとはいえず、住民に過大な負担を求めるものではないと考えられます。

二つめの要件として、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えることにならないか」という要件に関して、遊漁税は、釣り行為に着目した税であり、地方団

体間における物の流通を阻害するような「内国税的」な法定外目的税ではありません。この場合の「物」の概念としては、一般的に財、商品、生産物等としてとらえられる「物」であり、釣り行為とは無関係であると考えられます。

三つめの要件として、「国の経済政策に照らして適当であるか」という要件に関しては、遊漁税の目的（河口湖及びその周辺における環境保全、環境美化及び施設整備）から判断し、国の経済政策に抵触するものではなく、また政府税制調査会「環境関連税制」についても、国内外における議論の進展を注視しつつ、国地方の環境施策全体を視野に入れた幅広い観点から検討を行っていききたい」としており、環境保全、環境美化等を目的とした遊漁税の目指す方向と国の施策

は合致していると考えられるため同意条件はクリアできるものと判断いたしました。

(3) 協議の経過

このような経緯の中で「遊漁税」を検討していき、平成十二年十二月に自治省（現総務省）と事前協議として協力をしていただき、その内諾が得られたため、平成十三年二月の臨時議会において遊漁税条例が可決され、同年三月総務省に本協議を提出し、協議が進められそれに基づき同月三十日総務省の同意が得られ、全国初の法定外目的税「遊漁税」が成立することとなりました。

6 終わりに

最後に遊漁税については、平成十三年七月一日に施行されましたが、釣り客に快適に釣りを楽しんでもらえる環境、さらには豊かな自然に恵まれた河口湖周辺地域の環境づくりの一旦をになうための

税制として、ご理解とご協力をお願いしていききたいと思います。

ちん・ぶん・かん・ぶん??

# 珍感 分聞

## 日本語の不思議

モンゴル留学生 プレブオチル・アノジン

大学で日本語の勉強をし始めた時から日本に行って、日本人の中に入って生活、文化、伝統的な特徴を良く知りたいような気持ちを持っていました。そして、日本人の性格にも興味がありました。大学卒業後、日本に来る機会がありました。日本語は分かるけれども日本人の、習慣、文化に入るのはそんなに簡単なことではない事は誰でも分かる事です。

### すばらしい富士山と日本人

日本の土を初めて踏んだ時に「日本人とモンゴル人は顔色とか、姿もみんな同じかな？」と最初の感想が出てきました。また、今までの生活に見えなかった美しい自然、日本と言う国を世界で表すようになった有名な富士山を、山梨県に来た時に見ました。母国にいる時に日本について知識はあったけれども、この知識は十分にありませんでした。「モンゴル国も自然が美しいと言われるけれども、日本の自然はもっときれいで素敵なおともたくさんありますね。」と思いました。来たばかり、朝早く起きて富士山を見ると気持ち爽快やかになって、「こんなすばらしい富士山をいつも見ているので人

間の生活、仕事もどんどん前に進んでいき、さらに明るくなって行くと思えました。だから日本人は元氣なんだな！」と思いました。日本人は、美しい自然を守るために人々は自分でできるだけ頑張つて色々な活動をしているのを見て心から感動しました。日本に来て人々の性格にとつて一番気が付いた事は、日本人はどんな仕事をしていてもその仕事を心からする事でした。例えば、人と会うとき相手に人を敬つて自分の頭を下げてお辞儀すること、いつも自分のことだけでなく相手のために何でもすることに気が付きました。

### 日本語の不思議なこと

私にとって不思議なことがあります。それは、日本人の友達の家を訪ねた時の事です。友達は、日本の料理などのおいしい物をたくさん用意していました。本当に二人きりで、食べきれないくらいたくさん作っていました。御馳走する前に友達が、「今日は本当に何もないので、どうぞお召し上がり下さい。」と言いました。それだけではなく、「つまらない物ですが、どうぞ使つて下さい。」と言う言い方も聞きました。この二つの会話の中には分か

らない言葉は何一つもないのに、私にはこの言葉の使い方の意味が何も分かりませんでした。どうして友達がせっかくな色々準備したのに「何もない」という言葉を使ったのだろうかと思いました。あるいは、日本人はいつも色々な物をたくさん食べているから友達にとつて物足りないような気がしたのだろうか色々考えました。友達の言った言葉を友達の言った意味で分かった時に、日本の文化から日本語を欠かすことができないのが分かりました。

### 私の抱負

最後に、日本とモンゴル・世界各国との交流について感じた事を書きます。モンゴル国が民主化の道を選んでから、十年あまりですがまだ民主主義自由経済の環境の法的整備がなされていない状況であります。モンゴル国の今後の発展、諸外国との外交関係を発展させるためには、日本で国際法の研究を行い国際社会におけるモンゴル国の法的整備に役立てたいと願っています。自分の研究で自国の発展のみならず、世界に少しでも貢献できればと、現在創価大学・大学院で研究しております。



# 市町村合併の推進のための支援体制について

市町村課 合併・広域行政推進担当

## 2 「山梨県市町村合併推進本部」の設置

市町村合併の推進に当たって、地域の主体的な検討に資する情報を提供するため、平成十三年二月に、「自治の風・合併特集号」を刊行しましたが、引き続き合併の実現に向け、周知・啓発が重要であることから「自治の風」に「市町村合併についての「コーナー」を設けることとしました。

今回は、この四月に設置された「山梨県市町村合併推進本部」及び峡西地域の合併協議会への支援体制について紹介します。

## 1 はじめに

地方分権の進展や国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、市町村合併の推進については、その必要性を総論として議論する段階から、合併の枠組みを示しながら議会とも議論し、住民へ周知を図る新しい段階に進むことが求められています。

県では、平成十二年三月に「市町村合併推進要綱」を策定するとともに、県内各地域の要請に応えた行政改革シミュレーションの実施や、合併相談コーナーやホームページ等を活用した啓発

活動など、積極的な支援の取り組みを進めてきました。

一方、峡西地域においては、法定協議会が設置され、平成十五年四月一日を合併目標日として協議が精力的に進められており、他の地域においても、具体的な検討を進め、合意の形成を図ることが必要になっていきます。

こうしたことから、峡西地域を始め県内各地の自主的な市町村合併の推進を支援するため、この度庁内体制を強化・充実したところです。

自主的な市町村合併の推進に当たり、県として全庁的な支援組織として、平成十三年四月十二日に知事を本部長とし、各部長等及び地域振興局長を本部長とする「山梨県市町村合併推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置しました。

市町村合併は、避けて通ることのできない緊急の課題であることから、これまで、「市町村合併推進要綱」に基づき様々な取り組みを進めるとともに、「市町村長会議」や「市町村長との対話」において、知事から繰り返し、合併の問題を真剣に議論するよう要請してきました。

こうした中、国からは、平成十三年三月十九日に、市町村の合併のパターンなどを内容とした「市町村の合併の推進についての要綱」策定後の都道府県及び市町村における市町村合併の取り組みについて要請するため、総務事務次官通知として、「市町村の合併の推進についての要綱」を踏まえた今後の取組（指針）が示されました。

このいわゆる「新指針」の中では、一 県における市町村合併支援本部

の設置

二 合併重点支援地域の指定及び支援

三 合併協議会の設置についての動

告  
などの取り組みを進めることが要請されています。

一方、合併特例法の期限は、平成十七年三月三十一日であり、様々な特例措置を活用するためにも早期に十分な成果を上げる必要があります。

こうした状況を踏まえ、平成十三年二月議会において、合併支援を強化するため、推進本部を設置することを表明しました。

推進本部は、市町村や議会、地域住民による合併の推進のための取組に、県民への更なる啓発を進めるとともに、全庁的な支援体制を確立する必要があることから、設置したところで

す。  
推進本部では、合併市町村が作成する市町村建設計画が、各部等に関連する施策や事業を網羅することなどから、市町村合併の推進を自らのこととして、全庁的な連携体制を一層強化し、合併



の実現を図っていくことを大きな使命としていきます。

推進本部の所掌事項は、

- 一 自主的な市町村合併の推進に係る重要な事項の決定に関すること
- 二 市町村建設計画の策定に係る重要な事項の決定に関すること

です。

また、推進本部の機能を補佐するために、各部等の主管課長等と地域振興局企画振興部長を構成員とする幹事会を設置しています。

四月十二日に開催した推進本部の第一回会議では、合併についての報告を受けるとともに、平成十三年度の合併支援の取組について協議を行い平成十三年度においては、

- 一 合併協議会の協議が円滑に進められるよう人的支援や調整等を行うこと
- 二 合併推進事業及び合併啓発事業を積極的に実施すること等の取組を進めることとしました。

## 3

### 「峡西六町村合併協議会支援連絡会議」の設置

峡西地域の「八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、中西町合併協議会」(以下「合併協議会」という。)は、住民発議を経て、平成十二年四月一日に設置されました。

平成十二年度は、調査・研究や地域住民への周知啓発を中心に活動が行われましたが、平成十三年二月八日の第

更に、六月二十八日に開催した第二回会議では、国の「市町村合併支援本部」が、八月末を目途に進めている各省庁間の連携策の構築に向け、県の対応について協議を行うとともに、峡西地域の合併協議会に対して、財政支援や人的支援など、できうる限りの支援をしていくことを確認しました。



6月25日に峡西支援連絡員会議を開催

五回協議会で承認された平成十三年度事業計画では、新都市構想案や建設計画案の作成を進めることとしています。

更に、四月に合併協議会委員からなる五つの小委員会と、六町村の課長で構成された専門部会が設置され、専門部会の下には、各町村の係長クラスがメンバーの十九分科会が設けられ、五

月から実務面の検討も始まっています。

合併協議会では、平成十五年四月一日を目標日と設定して、これから二年間で、建設計画案の策定や協議項目の調整などを行うこととしており、事務処理も膨大なものになることが想定されます。

県としても、平成十二年度から合併協議会の運営経費に対して助成を行うとともに、平成十三年四月一日からは、合併協議会の事務局へ県職員を一名派遣しました。

更に、平成十三年五月十八日には、推進本部の下に、合併協議会に設置された小委員会、専門部会及び分科会における協議、調査研究を支援するため、「峡西六町村合併協議会支援連絡会議」(以下「支援連絡会議」という。)を設置しました。

支援連絡会議は、各部等の企画調整

## 4

### 終わりに

地方分権時代にふさわしい市町村行政を構築するためには、行財政基盤を強化し、行政体制を整備することが必要となっています。

一方、市町村の合併は、地域のあり方にかかわり、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼすものであり、市町村、議会、地域住民が主体的に検討を進め、合併の実現に取り組むことが極めて重要となっています。

更に、市町村合併の問題は、二十一世紀の地方自治のあり方を決めていくものでありますから、市町村や地域住

主幹等で構成されており、合併協議会の小委員会構成に対応した五つの部会を設けています。

更に、合併協議会と各部等の協議、調整等が円滑に行われるよう峡西地域振興局内に十二名の支援連絡員を置いていきます。支援連絡員も、合併協議会の専門部会に対応して、五つの部会に分かれており、それぞれの分野の連絡調整が迅速に図られる体制を取っています。

六月二十五日には、合併協議会の事務局において、第一回支援連絡員会議が開催され、合併協議会の事務局の取組状況が報告されるとともに、今後、支援連絡員が全ての県との対応について窓口となり、合併協議会の協議が有意義に進められるよう全面的に支援していくことが確認されました。

民はもちろんのこと、県や国も一体となって取り組んでいくことが不可欠です。

県では、この度推進本部を設置したところですが、今後においても、国の「市町村合併支援本部」による各省庁間の連携施策などの動きを注視しながら、合併実現に向けた支援施策を適時・適切に展開し、関係市町村や議会、住民の十分な理解を得られ、合併実現に向けた合意の形成が図られるよう総合的に支援していきたいと考えています。

# Fight

## がんばっていま~す!!

県からこんにちは!

県と市町村また、市町村間において職員交換が盛んに行われています。今日は、市町村から県市町村課に研修のため派遣されている職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。

### 市町村課 森川規彦(市川大門町)

市川大門町から財政担当に研修に何っている森川です。市川大門町は、「和紙と花火と四尾連湖のある町」です。

毎年8月7日には「神明の花火大会」が開催されますので、是非足をお運びください。

ところで、研修生活についてですが、一言でいうと非常にハードです。ネクタイを締めるのは冠婚葬祭だけだった人間が、毎日ネクタイを締めて仕事をしているのですから、それだけで戸惑うわけですが、いまだに財政用語辞典とにらめっこです。

研修に何う前は、もう少し勉強しながら業務を進められる余裕があるかと想像していたのですが、現実には迫りくる期限に追われながら、また周囲の方々の厳しい煽りに耐えながら日々の仕事を何とかこなしているような状況です。

すいません、不穏当な表現がありました訂正します。厳しさは、思いやりの裏返しであり、それだけ責任のある業務であることの証明です。私が何とか9ヶ月間過ごしてこれたのも周囲の方々のおかげです。

研修に何って一番の収穫は、県職員の方々の仕事に対する姿勢に触れられ、また人となりを知ることが出来たことだと思います。

残り3ヶ月ですが、精一杯動んでまいりたいと思います。



### 市町村課 結城正剛(重崎市)

昨年の10月より市町村課行政選挙担当でお世話になっていますが、早いもので8ヶ月経過いたしました。

行政選挙担当の業務は、実に幅広く、奥の深い仕事であります。地方公務員の基本であります地方自治法を始め、地方公務員法並びに地方公務員共済組合法、加えて公職選挙法等あらゆる法律に基づいて仕事を行っています。実際には、恥ずかしいことですが、初めてお目にかかる法律もありまして今でも戸惑うことばかりであります。

しかし、今まで市役所では経験しなかったことにふれることができ、また市役所とは違った視点から地方公務員としての仕事を見つめることができたことは、これからの仕事に大いにプラスとなるものであります。

現在は、参議院議員選挙が間近となり、日々選挙の準備に追われているところです。残りわずかとなりました研修期間ではありますが、一つでも多くのことを学んでいきたいと思っています。

終わりに市町村課の職員及び研修生の皆さんに感謝いたします。



### 市町村課 清水厚司(小淵沢町)

昨年の10月より八ヶ岳南麓、高原の町「小淵沢町」から市町村課に研修生として派遣されてから、9ヶ月が過ぎようとしています。

役場では、6年間税務の仕事を行っていたのですが、市町村課では、企画振興担当に配属され、新しい環境で何をすればよいのかというまどいの日々で、担当の皆さんにご迷惑をおかけしてばかりでしたが、丁寧に指導いただき心から感謝しています。

また、今までは、仕事上で何か分からない事があれば、県の職員に問い合わせていましたが、今は市町村の職員に助言するという逆の立場と、私の近くに市町村課代表電話があることから電話の取次ぎなどで、精神的に一時は電話に出るのがいやな時もありました。その反面、市町村課の仕事の内容が良くわかるようになったという利点もあり、とても良かったです。

これからは地方分権が進み国と県そして県と市町村の立場は、対等な立場になっていく中、市町村の自主性が試されるようになり、職員の資質向上のためにも、この研修はとても良い制度だと感じました。市町村職員の皆さんにこの制度を是非、活用していただき多くの経験をされることを経験者の私から紹介させていただきます。

20世紀と21世紀の2世紀に渡って市町村課に勤務している今を誇りに思い、この研修を通じ、縁あって知り合った多くの県職員の方と交流(昼はコミュニケーション、夜はノコミュニケーション)を深め、自己研鑽に励み、残りの期間を楽しく有意義な研修にしたいと思っています。

町に戻った際には、市町村課で経験したことを生かし、魅力ある「わがまちづくり」を実行して行きたいと思っています。



## 市町村課 樋泉孝司(櫛形町)



今年の4月よりアヤマの花咲く櫛形町から、県の市町村課に研修生としてお世話になっています。

きっとこの冊子が出る頃には、櫛形山の山頂付近のアヤマも満開を迎えていると思います。そして私の担当する仕事についても、参院選の啓発事務・住民基本台帳ネットワーク事務・総務省の調査の取りまとめ事務とまさに花満開状態を迎えようとしています。特に住民基本台帳ネットワーク事務については、来年の8月の運用に向けて機器の整備等を回していかなければならない年でもあり、手探り状態の中で非常に苦勞をしています。苦勞といえば、今まで8時間程度の睡眠時間が半分の約4時間程度になってしまい慢性睡眠不足に悩まされています。

これらの苦勞も与えられた貴重な経験として受け入れ、研修期間の一年間を無駄にしないようがんばっていきたくと思います。

最後になりましたが、何も分からずご迷惑ばかりおかけしている私に対して温かくご指導をいただいている市町村課の皆様へ感謝をしたいと思います。

## 市町村課 杉本孝文(大月市)

本年4月1日より市町村課でお世話になっております大月市の杉本孝文です。

私は、税政担当で研修しておりますが派遣される前、大月市でも税務課の固定資産税係に所属していたので現在担当している住民税関係(国保税、軽自動車税、入湯税等)についても、多少の経験がありました。

しかし、研修早々多少の経験程度で通用するほど簡単な仕事ではないということをもっと体験し、今では市町村からの照会がある度に地方税法や関係資料との格闘の日々であります。

これから、課税状況調べ等やるべきことはたくさんありますが、自分の仕事に責任を持ち頑張っていきたいと思っています。

最後にこのような機会、体験はめったにない貴重な研修だと思っておりますので、1年間という限られた研修期間のなかで少しでも多くのことを吸収し、市役所に戻った際にはそれを生かせるようがんばりたいと思います。

## 市町村課 山口茂樹(一宮町)



4月より「日本一桃の里」一宮町から市町村課合併・広域行政推進担当で研修をしています山口です。

県庁に来て、早くも3ヶ月が過ぎました。最初は、朝早く起きなくてはならない事や、仕事面でも全く違う環境化の中で、大変な時期もありましたが、担当の方々に色々教わりながら、ようやく時間や、仕事にも慣れてまいりました。

現在担当している仕事が、広域行政と市町村合併ですが、今まで町の中での仕事しか行ってこなかったせいか、今回広い地域での物の見方が出来、大変勉強になっています。

また、市町村合併については、我が一宮町でも大きな課題として検討に入っておりますが、どの様な形が地元地域では望ましいか、一緒に研究していくには、とても良い機会だと考えております。

残りの研修期間はまだまだありますが、町に帰ってから少しでも地域サービスの向上にプラス出来るよう、色々学んで行こうと思います。

## 市町村課 望月英利(六郷町)



「はんこの町」六郷町から市町村課に研修生としてまいりました望月英利です。

今年の4月からお世話になっていますが、環境の違いと、今まで経験のなかった財政担当としての仕事の内容に戸惑っています。

あっという間に3ヶ月が経ってしまったという感じですが、まだまだ勉強する事が多く、同僚の諸先輩方に助けられながらなんとか頑張っています。

現在、決算統計の真っ最中で、各団体の検収を行っており、大変忙しい日々を送っていますが、自分の町以外の市町村のことを知ることができ、大変貴重な体験をさせてもらっています。

1年間という研修期間の中で、どれだけのがが学べるかわかりませんが、せっかく得られたこの機会を有効に生かし、できるだけ多くのことを学び、吸収して六郷町に帰ったときに少しでも多くのことを仕事や生活に役立てよう頑張っていきたいと思っています。

## 市町村課 志村直紀(甲西町)



昨年の10月から市町村課に研修生としてお世話になっております甲西町から参りました志村直紀です。

早いもので税政担当にお世話になってから9ヶ月が過ぎようとしています。私自身税の知識があまりなかったこともあり、派遣当初はこちらの仕事の質の高さと量の膨大さにただただ圧倒されていました。

現在、私は固定資産税に関する調査、特別土地保有税に関すること、減収補てん、基地交付金等を担当しています。今までの研修期間で町では触れることの出来ない県内各市町村の多種多様な事例を勉強することができ、また経験できることを非常にうれしく思っております。

残り僅かになったこの1年という貴重な研修期間を大切に、出来る限り吸収して少しでも町の税務行政に役立てればと思っております。

最後に、朝も早いし、夜も遅いこちらの生活も「マジっ!!」って思う厳しさそこから生まれる「ヨッシャ!!」という充実感といういろんな刺激がこれまた結構楽しいものですよ。とにかく「一度はおいで市町村課!!」ということです。(^^)v

# 提言

## 住民参加か、行政参加なのか

# 苦言



右側が名執さん

まちづくり時習塾事務局長 名執 真理子

住民参加の反対は行政参加？私たちまちづくり時習塾は、一〇〇名程の会員を持つ市民グループで、一九九五年六月に発足した。以来、地元の小中学生との米作り、チャリティ映画会、写真展、コンサート、講演会、観察会など企画し、メンバー以外にも参加を呼びかけている。日常は九十六年につくった「めだかの里」、「めだか広場」の管理を「ワークデイ」と称し、毎月遊びながら楽しんで汗をかきながらやっている。

「自治の風」二〇〇一年三月号の巻頭で椎名慎太郎さんが書いておられるように「問題は公務に従事している各自の目がどこに向けられているのかということだ」「より積極的に住民参加を充実させ、実質化させていく能力が今後は公務員にとって重要な資質となるはずである」この指摘にびつたり行政マンは〇〇先進地と言われる自治体には必ずキーパーソンとして存在している。

今話題になっている日野市へ、私たちは九十七年に視察に行っている。向島用水親水路などの案内をして下さったのは、当時水路清

流課に勤務していたN氏だった。

休日でありながら一市民の顔で私たちを迎えてくれた。その後日野市は、水田と農業用水を緑地として守る目的で全国でも珍しい農業基本条例を施行し、農地を「かけがえない自然環境」と位置づけ、具体策として市内の農家の米生産量の半分を買い入れる事を決めた。

また一〇九人の市民との協働により策定した「日野市環境基本計画」「都市計画マスタープラン」と続き、ごみの有料化では、批判をあげながらもこの難しい問題に正面から取り組んでいる。これらは職員自ら、生活者の視点で市民の中に入り多くを共有してきたからこそ成立した政策である。あの時N氏は言った。「ぼくたちは、市民として未来の子どもたちに何を残してあげられるのか考えています。」現在でもお互いの会報交換を通して交流が続いている。

私たちの活動には、つい最近まで行政の参加が必要ではなかった。

しかしある取り組みが自治体全体での合意が必要となった場合、それが不可欠というか、行政参加からより大きな住民参加へと転換が

必要となる。私たちからすると、「ねえー、こっちを向いてよ」から大切に育てた娘を嫁に出すような気分だが、手柄をあげる即ろうはいつでも渡す用意はある。なぜなら私たちの目的ははっきりしていて、達成できればただそれだけで良いのだ。それ以外は何も望まないからだ。市民の苦言提言をお家にして具体策を積みあげ、それが自立した立場で緊張感を持った信頼のもとに情報を共有し、これからの自治体の向かう方向を決定できたらと切に思う。熱き視線は自治の風となるキーパーソン、あなたを求めている。



第8回田宮町水辺の楽校観察会・常永川 2000.7.24

# お答え します

## 自治

# Q & A

**Q** 平成十三年度にスタートした、「わがまちづくり支援事業」とはどのような事業ですか。

**A** 「わがまちづくり支援事業」は、総務省の平成十三年度新規事業として創設された事業です。近年、住民が主体となって考え、住民と行政が連携し、住民自ら行う地域づくりの動きが広まっています。地方分権の進展に伴い、今後ますますこのような取り組みが盛んになることが期待されますが、「わがまちづくり支援事業」はこのような活動をさらに促し、新たな時代にふさわしい地域づくりを推進することを目的としています。

### ◆事業の概要

自らの地域（わがまち）の課題を住民が主体的に解決するための

取り組み（まちづくり事業）に対し、市町村が支援を行う（わがまちづくり支援事業）という趣旨の事業であり、趣旨が合致していれば、既存の事業も対象となります。

この事業の対象として想定されている取組みは次のとおりであり、住民によるまちづくりの検討段階から具体策の提言・実践まで、一連の活動が含まれていますが、必ずしも一→二→三の手順にこだわ

- 一、話し合いの場の設置
- 二、まちづくりの提案
- 三、まちづくり活動の実践

このような活動のうち、どこまでを支援するかについては、個々の市町村の判断によることとなり

ますが、支援の対象となるのはソフト事業のみです。

### ◆事業区域の規模、実施団体

ところで、地域づくり活動を進める区域、活動主体について、総務省作成の資料では「一定の「広がり」を持った「集まり」で住民が話し合いを行い」と、極めて包括的な表現で説明されています。

事業の対象となる区域の規模について、総務省の資料では「小学校区」という表現が多用されていますが、これもあくまで一つの例として挙げられたものであり、商店街、町・丁目、組、字など、一定のまとまりがある区域であれば構いません。

また、実施団体については、住民主体となつてまちづくり活動を進めるもの（団体、グループなど）であれば良く、既存の組織（自治会、町内会など）に限らず、地域

づくり活動に取り組むため新たに結成されたグループ・NPOなども含まれます。地元住民以外の方がこれらの団体・グループに入ることにも構いませんが、事業の趣旨から見て、地元住民が主体性を持つていくことが必要となります。

### ◆本事業への財政支援

市町村の「わがまちづくり支援事業」に要する経費については、普通交付税による財政支援が行われます（基準財政需用額に算入）。総務省では、今年度全国で七百五十億円を措置しており、標準団体（人口十万人規模）においては、小学校区を例にとれば、一小学校区あたり年間約二百万円措置されることとなります。（この額はあくまでも標準団体での金額であり、実際に交付される額は個々の市町村の状況により異なります）

## ◆今後の展開について

「わがまちづくり支援事業」は、最近重視されるようになっていて、住民と行政の「パートナーシップ」(住民と行政が互いの考えを尊重しながら、対等の立場で、目標の実現に向けて協働する。)を実現していくための有効な手段であり、今後も積極的な活用・展開が望まれます。

なお、全国の取組み事例が総務省ホームページに掲載されていますので、参考までにアドレスを紹介いたします。

<http://www.home.soumu.go.jp/wmachi/index.html>

**Q** Aは、甲町に平成十二年十月から住み、IT関連の事業所で働いている。Aは平成十二年九月に日本に入国し、甲町に住む前は乙町に住んでいた。甲町はAに対し、住民税を課税することが出来るか。

**A** 新たに地方税法の施行地(以下「国内」という。)に居住することになった外国人等に係る個人の住民税の納税義務の範囲は次のように取り扱います。

① 個人の住民税の賦課期日(一月一日)まで引き続いて一年以上国内に居住している外国人等については、賦課期日現在の居住地に住所があるものとして、均等割及び所得割を課することとします。(「引き続いて一年以上国内に居住している」とは入国後継続して一年以上国内に滞在している事実があれば、固定した一定場所において起居しているかどうかを問わ

ない)ので国内を転々移動している者であっても、納税義務があるとされています。

② 賦課期日までの国内における居住期間が一年未満の外国人等であっても、賦課期日現在において、次のいずれかに該当する場合には、賦課期日現在の居住地に住所があるものと推定して、均等割及び所得割を課することとします。  
ア 当該外国人等が入国後継続して一年以上国内に居住すること通常必要とする職業を有する場合

イ 当該外国人等が日本国民であり、または永住の許可を受けている場合で、その者が国内に生計

を一にする配偶者その他の親族を有する場合。

ウ その他その者の職業、資産の有無等の状況からして、入国後継続して一年以上国内に居住すると認められる場合なお、住所の推定の取扱いについては、所得税において国内に住所を有するかどうかについて同様の推定をすることとされているので、原則として、その取扱いと一致させることが適当であるとされています。(所得税法施行令第一四条参照)

以上のことを確認したうえで住民税を課するわけですが、Aについて

**Q** 議員が臨時会を招集請求できる要件には、どのようなものがあるのですか。

**A** 議会を招集する権限は、長の専属の権限です。しかしながら、臨時会は臨時に必要がある事件に関して招集されるものですが、議員に招集請求権を付与したのは、議員が臨時に議会の開催を必要とする事件もありませんが、議員に発案権が専属する事件については議員の請求を待ってしか長は臨時会を招集できないことにより、

議員が臨時会を招集請求できる要件には、①議員定数の四分の一以上の者が、②付議すべき事件を

ては入国してから一年以上国内に居住し、賦課期日現在甲町に居住していると思われるので住民税を課することができると考えられます。しかし、住民税を直接その対象としていない租税条約の規定等により、特別な取扱いをしなければならぬ場合がありますので、その取扱いには十分留意して下さい。

示して請求することとなりますが、この「四分の一以上」とは同一の事件についてであり、異なる複数以上の事件について合計して「四分の一以上」ではありません。また、「付議すべき事件」とは、議員に発案権のある事件に限られ、次の三つの要素が必要とされます。

①事件が議会の権限に属するものであること、②議員に発案権のあるものであること、③具体的な事件であること、が必要とされます。したがって、例えば、議長不信任決議案などは法律上のものでなく

事実上のものでありますから、また、助役選任同意案件などは長の専属のものでありますから、これらの事件を付議すべき事件として招集請求することはできません。また、事件名は、具体的な件名が必要で、件名を見て、どのような事件を審議するため招集されるのが見当が付き、ある程度の準備が可能となるような件名が望まれます。

なお、議員に提案権があるものとしては、長とともに持つ条例案

などの一般的なもののほか、議会でいう正副議長や選挙管理委員会委員の選挙、検閲権・検査権の行使、監査請求、意見書の提出、百条調査権の行使、議員の資格決定、議会の自主解散請求、常任委員の選任、特別委員会の設置等があります。

## Q 財政投融资制度が新しくなったことに伴い、地方債の借入がどのように変わったのですか。

**A** 郵便貯金、年金積立金資金を自主運用すること、特殊法人等は資金を自己

調達すること等を目的として財政投融资制度の改革が行われましたが、これに伴い、主に次のような見直しが行われました。

新制度の下では、国が財投債発行により市場から調達して融資を行う財政融資資金と、新たに地方公共団体に直接融資される郵便貯金資金、簡保積立金資金の三つの資金によって新しい政府資金が構成されることとなりました。

新政府資金の貸付条件は、市場原理に即して政府が定める統一的

貸付条件によって融資されます。

### ① 貸付金利の基本的考え方

従来の政府資金は、十年国債の表面金利に〇・二%上乗せした金利を貸付期間の長短にかかわらず適用していましたが、新政府資金では、完全に国債の市場流通金利に連動して設定し、金利の上乗せは廃止されました。また、償還年限や据置期間により償還形態が異なる場合は、金利も違ってくることとなります。

### ② 金利の選択制の導入

貸付期間に応じ利率を設定し、



償還終了までその利率を適用する

「固定金利方式」と、十年毎にその時点での市場金利に合わせて金利を見直す「利率見直し方式」の二つの方式のどちらかを地方公共団体が選択することとされました。

自らが借入金利の設定方式を選択できることになったことにより、自主的な公債管理が可能となりましたが、一方、金利負担について自己責任の度合いが高まったといえます。

なお、「固定金利方式」と「利率見直し方式」の変更もできることとされています。

### ③ 繰上償還について

従来、原則できなかった繰上償還について、平成十三年四月一日以降の新規貸付に係るものから地方公共団体が補償金を支払うことにより財務大臣、地方郵便局長の承認を得て任意の繰上償還が行えることとなりました。

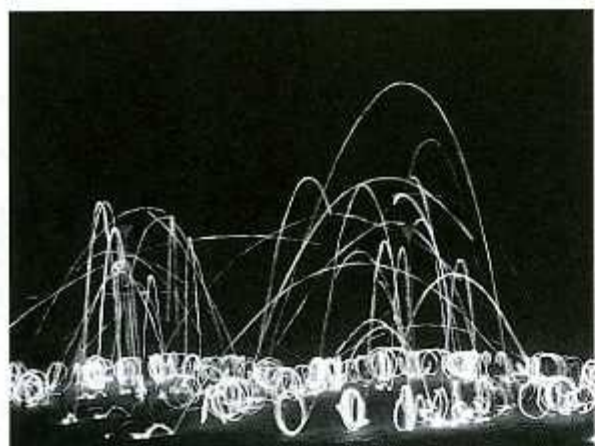
# 市町村イベントごよみ

## 夏 **特集** まったり



南部町 8月15日(水)

河口湖町 8月4日(土)・5日(日)



お盆の八月十五日に行われる南部の火祭りは、町を挙げての一大祭典となっております。当日は午前中から各種イベントが行われていますが、富士川の河原が闇に包まれる頃、「投げ松明」の開始とともに、壮大な光の饗宴が幕を開けます。河原に立てた竿の先に取り付けられた漏斗状の籠、「蜂の子」に火を付けるため松明を投げ合う様子は、あたかも夜空に精霊が飛びかっているような、幽

## 南部の火祭り

玄な世界に人々を誘います。「投げ松明」が終わり、辺りに静けさが戻る頃、両岸に並ぶ百八個の松明に、一斉に火が付けられます。この炎は河原の大松明とともに、周囲の山々を染め、川面の燈籠舟を浮かび上げらせて燃え盛りします。折から打ち上げ花火も始まり、感動的な光景が繰り広げられます。

## 河口湖湖上祭

富士五湖は八月、一年を通じて最も賑わう季節を迎えます。中でも、一日からの五日間は、山中湖報湖祭に始まる五湖の祭りが日変わりで繰り広げられ、多くの人で賑わいます。この一連の夏祭りの最後を飾るのが河口湖湖上祭で、大正六年に始まって以来、今年で八十五回の歴史を誇ります。祭りは、二日間にわたり行われ、八月四日の前夜祭では、地元婦人会による踊りと、

手筒花火、前夜祭打ち上げ花火が披露されます。翌五日には、さらに多彩なイベントがありますが、夕刻からは富士五湖でも最大規模を誇る花火大会が行われます。オーブニングのスターマインを皮切りに、ファイナルとなるナイアガラの滝まで約一時間半にわたり、水上で色とりどりの華麗な光と音の宴が繰り広げられます。





# まだまだあります!! やまなしの夏まつり



## ●8月

開催日	イベント名	開催地
1日	山中湖湖祭	山中湖村
2日	西湖竜宮祭	足和田村
3日	本栖湖神湖祭	上九一色村
4日	精進湖涼湖祭	上九一色村
4日	八ヶ岳サマーフェスティバルインこぶちさわ	小淵沢町
4日	岩殿山かがり火祭り	大月市
4・5日	第25回アヤメの里夏まつり	櫛形町
4・5日	第85回河口湖湖上祭	河口湖町
4・5日	庭石祭り	大和村
5日	中富町ふるさと富士川まつり	中富町
5日	サマーフェスティバルinわかかさ	若草町
7日	神明の花火大会	市川大門町
7日	富士川サマーフェスティバルinますほ2001	増穂町
8日	忍野八海まつり	忍野村
10・11日	道志村水源の森国際音楽祭	道志村
12日	第10回御沢町ふるさと夏まつり	御沢町
13日	鳴沢ふれあい納涼まつり	鳴沢村
14日	第21回ふる里祭り	三富村
14日	第11回シルクの里納涼の夕べ	豊富村
14日	第3回明野ふるさと納涼まつり	明野村
14日	第10回高根いきいきふるさと祭り	高根町
14日	大泉村ふるさと夏まつり	大泉村
14日	すまらん祭り	小淵沢町
14日	第15回武川村ふるさと祭り	武川村
14日	第8回玉穂ふるさと夏まつり	玉穂町
15日	三ツ峠ふるさと夏まつり2001	西桂町
15日	縄文のかがり火・夏まつりだINなみち	中道町
15日	長坂町甲斐源氏時代祭	長坂町
15日	ふれあい白州夏まつり	白州町
15日	南部の火祭り	南部町
15日	第23回八田村ふるさと祭り釜無川下り	八田村
15日	秋山ふるさと祭り	秋山村
15日	坊ヶ峯ふるさと祭り	境川村
16日	甲斐いちのみや大文字焼き	一宮町
16日	夏の武田の里まつり花火大会	韮崎市
16日	ふるさと竜王まつり	竜王町
19~21日	石和温泉まつり	石和町
23日	下黒駒石尊祭	御坂町
25・26日	長崎かかし祭り	八代町
26・27日	吉田の火祭り	富士吉田市

## ●9月

開催日	イベント名	開催地
1日	八朔祭り「大名行列」	都留市
4・5・6日	山中明神安産祭り	山中湖村
15日	太陽の里穂坂名産まつり	韮崎市
16日	第17回巨峰の丘マラソン大会	牧丘町
19日	流鶴馬祭り	富士吉田市
23日	柳狂大式学問まつり	竜王町



## 富士吉田市 8月26日(日)・27日(月)

### 吉田の火祭り

日本三大奇祭の一つに数えられる吉田の火祭りは、富士山のお山じまいを告げる祭りとして広く親しまれています。

二十六日の午後、北口本宮富士浅間神社での発輿式を終え、大神輿と、富士山を象った「お山さん」と呼ばれる御輿が街へ繰り出していきます。夕闇が迫る頃、市内を巡った御輿が「御旅所」に到着すると、本通に並ぶ大たいまつに一

斉に火が放たれます。

長さ2kmにわたり燃え盛る火で街は炎の海と化し、祭りは一気に最高潮を迎えます。この大たいまつに合わせ、富士山の山小屋でも御神火が灯され、街と富士山が一体となった祭りが深夜まで繰り広げられます。

翌二十七日、御輿は上吉田の各町内を巡り、夕刻、氏子や参詣者が迎える中を再び神社へと戻りま

す。ここで御輿と氏子が、一体となり、境内の「高天原」を勢いよく何度も巡り、祭りは最後の盛り上がりを見せます。

その後、辺りは一転して厳肅な雰囲気になり、神事が厳かに執り行われて、祭りは終了となります。

火祭りが終わると、富士山は一足早く秋の訪れを迎えます。

# 市町村振興協会たより

平成13年度 (財)山梨県市町村振興協会事業概要

## 貸付事業

市町村振興宝くじ(通称サマージャンボ宝くじ)の収益金を基金として積み立て、これを財源として市町村の一般単独事業及び災害対策事業を対象に次のとおり貸付事業を行います。

(平成13年3月31日現在  
長期貸付残高6,246百万円)

### ●平成13年度貸付予定額

長期貸付額 9億円

短期貸付額 3億円

### ●貸付金の種類及び貸付条件

※長期貸付利率1.1%は平成12年度の実績

長期貸付利率は、政府資金の貸付利率以下の率で理事長が定める。

貸付対象	貸付条件	貸付利率	償還期間	償還方法
一般単独事業	長期貸付	年1.1%	12年以内 (うち償還期間2年以内)	元金均等 半年賦償還
	短期貸付	年0.7%	単年度	一括償還
災害復旧関係	長期貸付	年1.1%	12年以内 (うち償還期間2年以内)	元金均等 半年賦償還
	短期貸付	年0.7%	単年度	一括償還

## 交付事業

新市町村振興宝くじ(オタムジャンボ宝くじ)の収益金を市町村へ交付金として配分します。

## 研修事業

### ■地方行財政セミナー

市町村が当面する行財政上の問題点や今後の課題、あるいは運営方法等についてセミナーを行います。

### ■市町村自治講演会

市町村長をはじめ幹部職員並びに市町村議会議員を対象に、地方自治をとりまく環境の変化に対応する地域振興の方策等について講演会を開催します。

### ■市町村職員先進施策調査研修

市町村職員を対象に、先進的な行財政施策を実施している市町村を、行政分野別に調査研修を行います。

## 研修事業に対する助成事業

### ■山梨県市町村職員研修所の研修事業への助成

### ■市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会の研修事業への助成

### ■町村会を行う市町村職員海外研修事業への助成

### ■市町村職員中央研修所および全国市町村国際文化研修所の研修受講経費の助成

〈参考〉

平成12年度受講修了者数

市町村職員中央研修所 73名

(市35名、町村36名、他2名)

全国市町村国際文化研修所

25名(市10名、町村15名)

## 市町村振興事業

### ■市町村等広域連携推進事業

市町村が連携して行う、広域行政、地域間交流・連携施策及び事務の共同化等に関する調査研究事業に対して助成をします。

### ■(財)地域活性化センター年会費の助成

活力あふれる個性豊かな地域社会を目指し、地域振興をサポートしている(財)地域活性化センターの市町村分の年会費を助成します。

### ■山梨県自治会館管理運営費の助成

山梨県自治会館管理運営費の市町村負担分の一部を助成します。

### ■県民の日記念行事推進事業

県民の日記念行事「64市町村ときめき広場」の設営経費及び参加市町村に助成します。

### ■ふるさと情報プラザリップルの利用助成

県内市町村の魅力、特性、ふるさとづくりなどの情報を首都圏において発信する「ふるさと情報プラザ」の利用料の市町村分を助成します。

## 資料及び情報の収集、提供

### ■「64市町村イベントごよみ」の発行

### ■市町村情報誌「やまなし・自治の風」の発行(年3回)

### ■「市町村への国県支出金の概要」の発行



## はっらっ!! 市町村職員



ほりかわ たいち  
保坂 太一さん  
(櫛形町)

櫛形町に文化財主事として採用され、早くも2年目の春を迎えました。

本町は多くの遺跡が知られ、小笠原流の発祥地であるなど非常に文化財があふれ、歴史の豊かさを物語っています。中でも国指定重要文化財である鑄物師屋遺跡の出土品は、世界中から注目され、今秋大英博物館に展示される予定です。

現在の発掘調査の殆どは、工事等によって破壊されてしまう遺跡の記録保存が主で、失われてゆく文化財を前に何ができるのか自問自答の日々です。太古からの歴史や伝統を断ち切ってしまうことの重大さを多くの方々に知っていただくとともに、未来へと伝えてゆくのは「今」を任された私たちの責任だと思っています。

たくさんの子供たちや町民の皆さんとともに郷土の豊かさを共有してゆき、未来へ残る新しい歴史も作っていきたいと思います。



## A F T E R N O T E S

### 編集後記

小誌「自治の風」も、本年度で発刊三年目を迎えた。

「三年目の浮気」という歌謡曲もあったが、新鮮みが感じられず飽きられないよう、編集部一同、一層の努力をしたいと思う。

それぞれのコーナーについても、見直しを行い、市町村の実情にあったホットな話題を追っていきたい。読者の皆様におかれても、どしどし小誌の編集方針等について御意見・御提案をいただければと思う。また、今回から、現在市町村における最大の課題である合併について、専用のコーナーを設け、折々の情報を提供していくこととしたので、参考としていただければ。



## サマージャンボ宝くじ

今年のサマージャンボ宝くじは、昨年に引き続き1等前後賞合わせて3億円とし、また、2等も1億円に引き上げ、1億円以上の当せん本数を昨年の2倍とするなど、宝くじファンのニーズに応えた賞金体系の見直しを行い、7月16日から8月3日まで発売をいたします。

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりに使われます。